

○議事日程（令和2年12月17日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田太郎

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長兼 企画政策課長	松岡弘泰
総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	藤田勝彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高橋正人	住民福祉部 住民人権課長心得	尾前眞理
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長	問山剛
産業建設部長兼 建設課長	大倉修	特命事項推進監兼 産業建設部 農林振興課長	川口智也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹中修	産業建設部 水道課長	近藤晴彦
会計管理者兼 会計課長	田中実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西川敏明

教育委員会 小 里 克 昌 消 防 長 廣 澤 幸 雄
生涯学習課長

消防総務課長 大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西 脇 直 樹 議会事務局書記 稲 川 諭実彦

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長（吉田太郎君） おはようございます。

令和 2 年第 4 回養老町議会定例会を開催に当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（吉田太郎君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから令和 2 年第 4 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第 1 項の規定に基づき、議員 1 人頭の質問・答弁の時間を60分以内といたします。

コロナ感染症予防のため、質問者交代時に演台、マイクの消毒を行います。

執行側の答弁については、自席にて着座、マスクを着用して答弁するようお願いいたします。

それでは、8名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

中国・武漢で最初に新型コロナウイルスが確認されたのは昨年12月8日でした。終息することなく日本では第3波の感染拡大が広がり、医療現場の逼迫感がさらに深刻な状況下です。政治、経済、社会、教育、文化などあらゆる面での影響が広がるばかりです。

そうした中、当町においても、来年度の予算編成に対する町民の不安の声が聞かれます。そこで、次の6点で伺います。

1. 4月以降、感染拡大阻止のため、町の公式行事、各種団体活動、町・地域のイベ

ント、公共施設の利用などの自粛や延期・縮小・中止が決定されてきました。そこで、コロナ影響による本年度一般・教育行政における予算執行率及び不用額の見通しについて伺います。

2点目は、予想される町税の減収も想定し、新年度予算における歳入の見通しについて伺います。

3. 教育機関が行ったアンケートによると、コロナ影響での給料減などで切り詰めている生活費の内訳順位は、1. 食費、2. 電気・ガス、3. 教育費との結果が報道され、身につまされます。そこで、受益者負担である使用料、手数料、公共下水道、国民健康保険税など、一般・特別会計における公共料金の見解を求めます。

4. 町民の要求や議会の提言、職員提案、国・県の補助メニューなどを生かした新規の事業や、事業の廃止を検討している施策について伺います。

5. 予算編成では、一般財源をコントロールし、全事業の投資・経常的経費の認識が明確になる包括予算制度の導入を検討できないかと平成29年6月議会一般質問などで質問をしてきました。当時の答弁では、現在の厳しい財政状況下において十分な調査・研究が必要であり、本町に取り最善の予算編成手法であるか検討の余地が十分あると考えると答弁されましたが、その後の調査・研究の経過と導き出した結論を伺います。

6. 国の第3次補正73.6兆円とも大いに関係がありますが、新型コロナに特化した予算枠の検討について伺います。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の6点の質問に関しまして、担当であります総務課の私のほうより回答をさせていただきます。

まず1点目のコロナの影響による本年度一般・教育行政における予算執行率及び不用額の見通しということでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種イベントの縮小・中止や地域活動・施設利用の制限により、町民の皆様には御理解と御協力をいただいているところでございます。そうした中で、限定的な予算執行、または未執行となったものや、各種団体等と協議中であるものがございますが、未執行が決まっている事業のうち、まとまった事業費のものにつきましては、9月定例会から順次予算を減額補正しており、またそれ以外の事業につきましては、執行を停止しているところでございます。

現時点で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業の不用額はおよそ7,000万円、執行率はおよそ82.6%となる見込みでございます。

続きまして、2点目の来年度予算は町税の減収が想定されるが、歳入全体の見通しはということでございます。

現在、令和3年度予算編成中ですが、町税等の自主財源と地方交付税等の依存財源は非常に厳しい見通しとなっております。減収への対応につきましては、税の軽減措置に

対して、国から交付金により補填されるものや、町が地方債の借入れをすることにより補填する方法がございます。現時点におきましては、国の支援は十分に活用しつつも、将来負担を増加させる地方債の発行により減収補填する予定はございません。まずは既存事業の見直しや組替えにより経費の圧縮を重点的に行い、また一部基金の活用も検討しながら、予算編成を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、3点目の一般会計・特別会計における公共料金への見解ということでございます。

当町では、新型コロナウイルス感染症に関する支援策をまとめたものを町ホームページなどで町民の皆様へ周知を図っているところでございます。本議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として補正予算を計上しておりますが、これまでも国の地方創生臨時交付金を主な財源といたしまして、あらゆる世代、世帯、業界への支援策を実施しておりますが、多くの方が感染症感染の不安とこれからの生活への不安を抱えていることと存じます。

御質問にございました、例えば上下水道料金、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免や支払い・納付猶予のほか、納税猶予特例もございますので、これからも町民の皆様の生活支援となり得る施策につきましては継続し、また有効と考えられる施策につきましては積極的に展開をしてまいりたいと考えております。

また、国・県が窓口となる支援策につきましても、町の施策と併せて、引き続き広報媒体を利用して周知を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、4点目の新規事業や事業廃止への見解及び5点目の包括予算制度の検討結果につきましては、関連がございますので、併せて回答をさせていただきます。

まず御提案をいただいております包括予算制度の調査・研究結果と結論につきましては、今後歳入は減少していく中でも行政需要は増えていくことが考えられますので、同様の課題を抱えている他市町の財政担当課との意見交換等も行いながら、毎年予算編成の手法につきましては検討を重ねてまいりました。

その検討結果といたしまして、令和2年度予算の編成より、部局ごとに削減目標と予算枠の設定をしており、各部局に主体性と自主性を持った予算編成に取り組んでおります。令和3年度予算につきましても同様の方針でございますが、特に義務的経費を除く投資的及びその他経費に対して見直しを図ってまいります。

事業の縮小・廃止につきましては、まずは各課において町民ニーズの低下したものや、国・県の補助金等が廃止または縮小されたものを中心に行うこととなりますが、令和3年度予算編成におきましては、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない中、ウイズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式に対応した事業内容への見直しを全ての事業について行うと同時に、現在策定中の（仮称）養老町まちづくりビジョンでの位置づけや、区長会や各種団体など町民の皆様や議員各位からの提言、新たな行政需要、

国・県の施策の動向を踏まえた上で新規事業を構築するスクラップ・アンド・ビルドにより、財政の健全化を確保しつつ予算編成を進めております。

最後6点目の新型コロナに特化した予算枠についてでございます。

予算案成立前ということで、町といたしましても詳細は不明でございますが、令和3年度予算案と併せた15か月予算と言われておりますので、当町の新年度予算との関連性という点におきましても、引き続き国・県の動向を注視してまいります。

また、当町の令和3年度予算におきましては、先ほども申し上げましたとおり、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式に対応した事業内容への見直しを全ての事業について行うこととしておりますので、それに特化した予算枠を設定する考えはございませんが、新型コロナウイルス感染症対策は重要課題であると認識しておりますので、社会情勢と財政状況を見極めながら予算編成を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問に入ります。

養老町においても、かつて経験したことのない新型コロナウイルス感染禍の下で、新年度予算の財政確保への挑戦の日々になると考えています。

そこで3点で質問いたします。

1点目はふるさと納税の財源確保です。

ここで、総務課から提出された過去の5年間の納税寄附金受入実績を見てください。平成27年度が2,552万7,000円、平成28年度が1,032万円、そして平成29年度が1億933万421円、平成30年度が2億3,858万3,672円、そして令和元年度ですけれども、5億4,761万6,893円です。5年間で21.45倍の喜ばしい実績です。以前、垂井町議会と養老町の取組、議会交流を深める目的で、ふるさと納税における両町の実績で協議したことがあります。垂井町議会から、養老町の取組や実績を大変評価していただきました。新年度において、目標額や地元企業などにおける新製品の開発、広告宣伝の検討状況、職員体制についてのお考えをお聞かせください。

また、平成28年、企業から自治体への寄附を促進させる企業版ふるさと納税が、平成31年度末を期限に創設されました。現行の損金算入措置と本制度を合わせて最大約6割の税金が法人事業税、法人住民税及び法人税から軽減すると通告質問に提出しましたら、担当課の若手職員から、企業から自治体への寄附を促進させる企業版ふるさと納税の期限が平成31年度から令和4年度まで延長されました。あわせて、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除割合も最大約6割から最大9割へと拡充されていますと改正点の指摘をいただき、勉強不足を痛感した次第ですが、優良企業誘致の呼び水として、今後の運用が注視されます。この施策に対するお考えもお聞かせください。

2点目は、国の臨時交付金を最大限町施策の財源に確保することです。

養老町においては、国から第1次交付金1億2,073万8,000円、9月・12月議会における第2次交付金2億9,720万4,000円と合わせて4億1,794万2,000円の交付金が決定し、コロナ感染対策関連で庁舎など公共施設の洋式化、日吉公民館のエレベーター新設、図書館の新刊増書、高校生・大学生を応援する個人給付などの財源になりました。

国は新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策として、第3次分の事業規模を73.6兆円としています。県や国の動向をいち早くキャッチし、事業精査しながらより早く申請し、最大限国からの交付金を獲得することが求められ、町民が期待するところです。3次交付金を獲得する体制になっているのか、お聞かせください。

3点目は、4月から行政組織の再編で、町長部局が3部12課から3部10課、教育部局が3課から2課にする提案が12月議会初日に提案されました。部長や係長の兼務をなくすことも再編の一つの理由とのこと。総務部長、住民福祉部長、産業建設部長は、大局的な見地から、より部内の施策や人材配置や予算配分などを含め、常に検討することが求められます。組織内分権しやすい再編になると私は考えています。一般財源をコントロールし、各部内で全事業に対し、投資的経費と経常的経費を明確にし、施策の共有化がさらに図られ、歳入歳出を効果的に増減させる、再度平成29年6月議会で提案した包括予算制度や一般財源配当方式について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。施策や組織のことでございますので、私のほうから御回答を申し上げたいと思います。

まず1点目の職員体制、企業版ふるさと納税ということでございますけれども、ふるさと納税制度では、やはり各地域の地場産品に注目が集まるわけでございますが、その点において、当町は今年度も特に岐阜県共通の返礼品である飛騨牛や世界的ブランドのスポーツ用品は全国の皆様に認めていただける大きな魅力となっております。年々、関心を持っていただける町内企業の業種も多様になってきていると感じておりますが、知名度の高いウェブサイトに掲載することで自社製品を全国に発信するといった本制度の活用方法もあると考えますので、本制度に偏り過ぎた経営体質は避けていただきながらも、十分に御活用していただければと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷に伴う個人所得の落ち込みが来年のいわゆる寄附金控除限度額に影響すると考えられますので、全国的に寄附金は減少するのではないかと予想しております。現在予算編成中ということもありますので、具体的な目標金額は控えさせていただきますが、適切な制度運用の下で広告宣伝を効果的に使用し、来年度も全国の皆様に変わらぬ御支援をいただけるよう当町の魅力を発信してまいります。

職員体制につきましては、新規登録を検討される町内企業の方には職員が直接訪問し

て御説明申し上げておりますが、企業の方々に不安なく運用していただけるような体制づくりに継続して取り組んでまいります。

また、寄附金受入額の増加に伴い、問合せ対応や関係書類の発送、受付業務の事務量も非常に多くなりますが、職員の適切な人員配置や協力体制により、寄附者の方に再度当町に御寄附をいただけるような対応をしてまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、企業がより活用しやすい制度へと改正がされており、その寄附額の合計も増加傾向にあるなど、地方自治体の貴重な財源であると認識をいたしております。本町におきましても、これまでに合計200万円の企業版ふるさと納税を受け付けており、新年度以降も財源確保策として活用するため、地域再生計画の作成を進めているところでございます。

また、広く企業への周知を図るため、企業版ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとコネクト」への登録・活用についても打合せを重ねているところでございます。

2点目の、国の交付金を最大限に獲得するための体制という御質問でございますが、地方創生臨時交付金は現在、第2次分までの交付決定をいただいております。一般会計補正予算（第5号）までに全額予算計上をしております。今後予定されております第3次分の申請手続きにつきましては、国からの通知に従い対応してまいります。

国の第3次補正予算につきましては、令和2年12月8日に閣議決定されました国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策では、地方創生臨時交付金の拡充など様々な施策がございますし、補正予算ということで年度末までに非常にタイトなスケジュールが想定されますので、国・県の動向を注視するとともに、県及び庁内各課の連絡を密にし、しっかりと対応してまいります。

次に、3点目の包括予算制度や一般財源配当方式についてということでございますけれども、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、令和2年度予算編成より部局に一般財源の削減目標額と予算枠を設定することで、限られた予算の中で、各部局の主体性と自主性を持った予算編成に取り組んでおります。新規事業や重点事業は、既存事業の廃止や縮小により削減した財源や新たに確保した財源を基に再編されますが、各部局に対しては削減努力を考慮し、予算配分する予定でございます。

厳しい財政状況の中で、より複雑化し、多様な行政需要に対応していくためには、一つの課を単位としてスクラップ・アンド・ビルドを達成することは難しくなっておりますので、部局長のマネジメントにより、部局を単位とした予算編成を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国の第2次補正予算の予備費が7兆円も使われていないで残っていると報道されています。医療・介護、雇用支援、暮らしなど、死活問題になって

いる、必要としているところに速やかに財政支援をすべきです。

養老町の新年度予算編成は、本年度新型コロナ関連で不用額となった財源も含め、町民生活を第一に考えた予算編成であるべきです。

また、議会の議決を必要とする事案について、町長が自らの責任で予算の決定、処分の決定ができる専決処分があります。事案が急を要し、議会を招集しては時期を失する場合以外は、議会制民主主義を守り尊重する立場から、専決処分は行わないことが町長として取る正しい態度です。議会も議長を除き12名の議員が一般・特別会計を審査する補正予算特別委員会を12月議会に立ち上げました。新年度においても継続され、町民の負託に応える意向です。この点で答弁をいただき、2件目の質問に入ります。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほども御回答いたしましたとおり、新年度予算編成につきましては、来年度の歳入の見通しは非常に厳しいものであることから、全ての事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドによる経費の圧縮や、今年度新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業の不用額の財源確保などによる財政の健全化を確保した上で、ウイズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式に対応した、住民生活を第一に考えた予算編成を全職員が強く自覚し、取り組んでおります。

専決処分につきましては、特に緊急を要するため議会を招集しては時期を失うことが明らかな場合のみしか行わないということは強く認識をいたしております。

今回の議会において新たに補正予算特別委員会が設置されましたので、今後につきましても、今まで以上に執行と議会の議論を深め、住民生活を第一に考えた政策を議会と共に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2件目は新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

岐阜県では、令和2年11月25日、県民の皆様へ、年末年始に向け、第3波の拡大阻止のための緊急対策が公表されました。その内容は次の5点です。

1. 9月以降の県内クラスターのほとんどが飲食を介した感染拡大であること。今後忘年会や新年会の親戚一同の会食、成人式の2次会など、かからないための年末年始のリスク回避。2. うつさないために、体調不良時は行動ストップ。3. 基本の繰り返し。マスク、手洗い、距離確保、ソーシャルディスタンスというふうに今定着していますが、4. みんなで取り組み、家庭で職場で自己防衛。5. 敵はウイルス、ストップ「コロナ・ハラスメント」。また、医療福祉対策、社会経済の変容対策、正しく恐れる対策。別添としてG o T oキャンペーンの対応についても掲げられています。

こうした中で、養老町単独で検討する課題についての見解を求めるものです。

1 点目は、年末年始における町内飲食店への時短営業要請や補償とセットでの自粛要請について検討されているのでしょうか。

2 点目は、医療福祉対策岐阜モデルの強化についてです。

早期に発見するための検査体制の強化、感染を封じ込めるための徹底した検査実施、特に福祉施設や学校、店舗で陽性患者が発生した場合、濃厚接触に関わらず徹底検査、早期の隔離で自宅待機者ゼロの堅持です。年末年始の町内医療機関への要請も含め、お答えください。

3 点目は、PCR・抗原検査の保険適用についてです。

6月6日、PCR検査が保険適用になったことは承知しています。当該検査費用の自己負担分3割（ただし義務教育就学前は2割、70歳以上75歳未満は所得に応じ2割または3割、75歳以上は1割）は、基本的に検査結果に関わらず公費扱いとなり、残りの7割が健康保険負担となり、患者の費用負担は発生しないとのことですが、初診での選定療養の自己負担、安全・安心のために自らが受診した場合の保険適用。現在、テレビコマーシャルなどで民間の医療機関が様々な検査サービス方法を宣伝する中、PCR検査など受診料についての正しい知識が町民に伝わっていないのではないのでしょうか。西濃圏域での診療・検査医療一覧では、医療機関名、住所、電話番号、自院患者・紹介患者に対する対応可否、対応時間の詳細が記載されています。これらの情報を広報し、町民の安心につなげるべきだと考えます。

4 点目は、少人数学級の現状と課題について伺います。

感染症対策では、最低1メートル間隔で机を空けるには、1クラス20人程度が適切であると言われていています。本年度の予算編成で、文科省は学校基準の上限を定めた義務標準法を改正し、現行の40人（小学1年生は30人）から30人に引き下げる姿勢が報道されています。新型コロナウイルス感染拡大で長期休校を余儀なくされた反省や、学校再開後も一斉登校を見送り、クラスや地域を分けての午前・午後登校など、教育現場も含め、保護者の負担も重く、全国の自治体から教室での身体的距離を確保するため、学級基準の引下げを求める要望が国・県に相次いでいます。

さらに、小・中学校の児童・生徒が1人1台のパソコンなどを使い学ぶGIGAスクール構想も新年度から本格導入をされています。これは今朝の新聞です。各紙が取り上げました。小学校35人学級へ、40年ぶりに一律引下げというふうな内容です。一般質問を考えているときには文科省と国の財政当局との折衝で大変困難かというふうな見出しでしたけれども、35人学級をするという事です。36人いれば2クラスに分かれるというふうな内容でございます。当町における少人数学級の現状と課題について伺います。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいま4つの点におきまして御質問いただきましたが、1点目の町内飲食店への時短営業や補償で

の自粛要請ということでございますので、担当しております企業誘致・商工観光課より御回答させていただきます。

4月に緊急事態宣言が発出され、その後県により岐阜県全域を対象地域とした遊興施設、ホテル、旅館、商業施設、保育所、学習塾などなど、各種事業者に対し、休業協力要請がなされました。このような事態となったことにより、県のみならず日本全国の経済は停滞し、深刻なダメージを被りました。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、第3波の渦中ではありますが、感染症拡大防止と社会経済活動の両立は、車で例えるならばアクセルとブレーキを同時に踏み込むようなものであり、このかじ取りは非常に難しいものと考えております。また、バランスを持って両立していかなければならないと思います。その上で、商工事業者の皆様、そして地域の皆様と共に協力して事態を乗り越えていきたいと存じております。

しかしながら、今後さきのような事態となれば、当町のみでの感染防止対策では拡大を抑えることが難しいと考えますので、前回同様、県と歩調を合わせ対応してまいりたいと存じます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、水谷議員の御質問に関しまして、2点目、3点目につきまして、実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから御回答を申し上げます。

まず2点目の医療体制についてでございます。

岐阜県では、症状が似ています新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについて、相談・受診できる体制を整備し、かかりつけ医への電話相談、かかりつけ医を持たない場合は受診・相談センターへ電話連絡し、案内に従い受診をする流れとしています。この内容は、12月号「ようろう」広報にて周知しております。今後も周知に努めてまいりたいと存じます。

また、年末年始、保健所の受診・相談センターは受付する予定であると聞いており、指定病院等との連携も取られているものと存じます。町内の医療機関には、養老郡医師会を通じて年末年始の当番医を定めており、新型コロナウイルスの対策につきましても引き続き継続していただくようお願いしているところでございます。

感染の拡大とともに重症者が増加することは、病床数や医療機関が逼迫することに直結します。12月2日現在、県内の新型コロナウイルス患者向け病床使用率は約32%や宿泊療養施設使用率は約3%であり、感染が拡大している現状を踏まえたと予断は許さない状況であると存じます。

町民の方へは、町ホームページや防災無線などで、年末年始の保健所などの対応や、大人数での会合・会食等、感染リスクが高まることを避けるよう引き続き広報し、県内の医療機関を逼迫させないように、また自宅待機者ゼロの継続につながるよう啓発して

まいりたいと存じます。

3点目のPCR検査・抗原検査の関係でございます。

感染が疑われ、医師が診断上必要と認める場合のPCR検査につきましては今年3月6日に、抗原検査は5月13日に保険が適用され、行政検査として実施されており、自己負担につきましても公費負担となっております。

また、無症状ではあるが心配な場合や、海外渡航など社会的事情により希望する任意なPCRなどの検査につきましては保険適用外であり、自己負担となっております。

行政検査と自主検査について、情報が錯綜しているように思われますので、広報紙や町ホームページなどで、必要に応じ情報を提供してまいりたいと存じます。

また、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部に確認したところ、県のホームページで公開している西濃圏域での診療・検査医療機関一覧は、行政検査を実施しているところであるとのことであります。当町のホームページにおきましても、かかりつけ医などの身近に電話相談できる参考として、県の該当するサイトのリンクを貼り、町民へ情報提供してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の少人数学級に関わる御質問についてお答えします。

現在、国や県の施策により、小学校1年生から3年生、中学校1年生において、35人以下1クラス、そういう少人数学級になっております。本町で35人以上の学級になっている実態は、小学校で2校2学年、中学校で2校3学年です。

小学校2校は大きな教室に移動して授業を行うなど、工夫してコロナに対応してまいりました。中学校は教室内で最大限の間隔を取るという対応しかできず、少人数学級を実現したいという願いは強くあります。

しかしながら、教職員の任命や配置は県教育委員会の権限であり、これを町費で負担するということになると単独で教員を採用するということになり、これは大変な負担となります。さきに述べた現状を解決するために必要な教員数は少なくとも5名。町費で5名の教員が退職するまでの人件費を負担することは難しいです。

現在、1学級を2つに分けて授業を行うなど、少人数指導を数学や英語で行っていますので、そのような対応を継続してまいりたいと思います。

本日朝、新聞で35人学級への提案、話がございました。私たちも本当にこのことを強く望んでおりますので、それがすぐにも実現できるように、国や県へ強く要望してまいりたいと思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 新型コロナウイルス感染対策については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、あるいは県の指針の中で、各自治体が対応していくこと

は十分に理解できますが、町単独でできることも常にお考えいただきたいと思います。

西美濃厚生病院のホームページに、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安として、1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと、2. 帰国者・接触者相談センターなどに御相談をいただく目安、3. 医療機関にかかる時のお願いが細かに記載されています。しかし、このような情報を必要としている町民の方全員がホームページを開けるでしょうか。広報「よろう」などへの記載の充実をさらに求めていただきたいと思います。

また、防災無線による啓発についてです。

第3波の感染者数やお亡くなりになった方は、残念ながら毎日が更新日となっている状況下です。しかし、防災無線での啓発はこの間ありません。啓発をするしない、その基準について確認をしたいと思います。

さらに、岐阜県では、大垣市を含め6市で12月19日から1月12日までの25日間、午後9時までの営業時間短縮を要請すると12月14日に発表いたしました。1店舗100万円の協力金で、1日当たり4万円の支給です。大垣市の営業時間短縮期間について心配する声や期待を寄せる生の声が聞かれます。町内店舗の感染予防策を講じていることを承知しながらも、感染拡大が心配、また売上げにつながることを期待したいなど様々です。町として大垣市の自粛期間をどう受け止め、町民や町内店舗へ対応されるのか、お聞きします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、水谷議員の再質問に関しまして、広報啓発という内容でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

広報「よろう」で年末年始に向けた新型コロナウイルス感染症に関する予防対策などを注意喚起いたします。この中で、発熱などの症状がある場合、外出を避け、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話相談していただくなど具体的な内容を掲載しております。広報紙への掲載につきましては、今後とも効果的に行ってまいりたいと存じます。

また、防災無線での広報につきましては、年末に向けて実施する予定をしております。防災無線で広報する内容は、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部などの動向を踏まえて過多にならないよう効果的に啓発してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいま再質問の2点目につきまして、先ほど引き続き私のほうから御回答を申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言では、年末年始は我々の社会にとって特別な時期です。特に半年以上つらい思いをされてきた多くの皆さんは、年末年始こそはお酒を酌み交わし、親族や親しい友人たちと旧交を温めたいと考えていると思います。しかし、年末年始に人々の交流を通じて感染が全国的に拡大すると、さらに医

療が逼迫し、結果的に経済も大きな打撃を被ります。命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人一人が年末年始を静かに過ごすことが求められます。

これを踏まえ、政府へ忘年会・新年会についての開催方法などについて提言がなされ、これを基に、県より感染の拡大やクラスターが発生した岐阜市、大垣市をはじめ6市で、酒類の提供を伴う飲食店に21時以降の時短営業の要請がありました。

先ほどの回答でもございましたが、県と歩調を合わせということで、昨日現在、県内32町村が賛同し、当町におきましても、感染拡大防止の対策を行っていただけるよう、年末を迎える前に、飲食店などの事業所へ再度の感染防止対策の徹底のお願いを行い、また町民の皆様にはホームページや広報「よろろう」、ケーブルテレビにおいて、飲酒を伴う懇談会などで感染拡大防止の対策を行っていただけるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと存じます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 最後の3件目の質問に入ります。

3件目は病児・病後児保育について伺います。

本年度を最終年度とした第5次総合計画（絆プラン）では、子育て支援の基本施策内容、1. 保育機能の充実を掲げ、保育サービス充実を図るため、病児・病後児保育を掲げています。また、平成27年3月に作成された子ども・子育て支援事業計画では、他市町の保育施設を委託し実施しているが、アンケート調査から非常に高いニーズが見られるため、平成29年度の幼保一体化認定こども園建設に併せ実施していきますと、病児・病後児保育サービスを重点的に取り組む町の姿勢を掲げ、実施を明記しています。

まず最初に確認したいのは、養北こども園での実施を見送った経過要因についてです。そしてその後、病児・病後児保育の施策実施に具体的にどのように取り組まれてきたのでしょうか。第2期養老町子ども・子育て支援事業にどう盛り込まれたのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 実務的なことが含まれますので、私のほうからお答え申します。

病児・病後児保育施設の開設については、事業者の変更等事業計画の変更により、当初は養北こども園に併設するという計画でしたが、現在は将来的に同施設を開設できるような用地を養北こども園内に残しております。

令和元年に制定した第2期養老町子ども・子育て支援計画においても、基本計画の安心して子育てできるまち、一時的な預かりサービスの充実の中で、他市町の施設に委託しての病児・病後児保育の実施と、病児・病後児保育施設の開設等について検討しております。その中で、施設開設のほかにも、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、看護師を配置することにより、

安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応や、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応を図る事業として、体調不良対応型の病児保育事業があります。このような体調不良型の病児保育事業を実施するために看護師を配置するなど、今後も保護者のニーズに合った方法で病児・病後児保育が実施できるように検討していきたいと存じます。

[13番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問です。

第5次総合計画（絆プラン）の用語解説の中では、病児・病後児保育とは、親が就労しているなどで保育所に通っている子供が病気になったとき、仕事を休めない親に代わって子供を保育することです。また、病後児保育は、病気が治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子供を親に代わって保育することですと、第5次総合計画（絆プラン）後期基本計画の資料編116ページに記載されています。先ほど述べられた体調不良児対応型では、病児・病後児保育の実施とあまりにも乖離し、施策の後退ではありませんか。

また、当初、養北こども園で設計されていた病児・病後児保育施設は、いつまでも実施しないことで、国・県の補助金交付返還などに抵触はしないでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 子ども・子育て支援交付の交付事業対象である病児保育事業実施要綱では、事業の種類として、1. 病児対応型、2. 病後児対応型、3. 体調不良児対応型があります。このようなことから、体調不良児対応型の実施は、後退というよりも選択肢を増やす施策であり、看護師が体調不良児を預かることにより、保護者が仕事を途中で中断せず、慌てることなく安心して迎えに来ることができるようになり、保護者のニーズに合ったものと考えております。また、補助金については、子ども・子育て支援整備交付金に係る協議を取り下げる旨の文書を提出済みでございます。

今後も施設整備を含め、保護者のニーズがどこにあるかを見極めながら、できることから実施・検討していきたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） まずできるところから進めたいとの担当課の熱意は十分伝わりました。看護師などの人的配置も含め、事業の実施には多くの課題が山積すると思いますが、病児・病後児保育はコロナ禍での新しい働き方改革を町が保障することも求められています。西美濃厚生病院との連携も深めながら、子育て支援の大きな柱として位置づけ、期待に応じていただくことを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田太郎君） ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分。休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

1番 西脇康君。

○1番(西脇 康君) 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

12月に入りまして、コロナウイルス感染症は幅広い地域、幅広い年齢層に感染が広がりを見せています。県内も新規感染者が増加傾向で、一向に終息する気配がありません。

このウイルスが怖いのは、3つの感染症という顔があることです。第1の感染症は、病気そのものです。第2の感染症は、不安と恐怖といった精神的なものです。第3の感染症は、嫌悪、偏見、差別といった対人的なものです。この3つの感染症の負のスパイラルを断ち切りながら、アフターコロナという今後の対策を見据えて、本町としての考え方や取組等を3点質問いたします。

まず1点目は、県内の感染者が増加する中、感染者や医療従事者の中傷、偏見、差別が広がりを見せ、間違った情報の拡散によるさらなる不安をあおる状況下の中、町の取組をお伺いいたします。

2点目は、G o T o トラベルキャンペーンや飲食等の需要喚起事業が推進され、国内観光旅行や日帰り旅行が増える中での今回のG o T o トラベルが全国一斉中止の発表がありました。また、再開後の町内の観光、養老公園を中心とした新たな観光について、町としての考え、取組をお伺いします。

3点目は、終息がつかないコロナ禍の中、集団感染防止のため、密集・密接・密閉の3密を避けるため、自治会活動の自粛、各地域のイベントの中止などで交流や対談等ができない中、地域連携の核である共助の意識の低下が危惧されています。人と人がつながる中で、対面で向き合いながら話さないと伝わらない部分があり、各地域、各種団体の新たな活動取組などについての町としての考え、取組をお伺いいたします。

○議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。

○町長(大橋 孝君) 施策に関する事柄でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の誹謗中傷、人権侵害ということでございますけれども、今年9月1日に、県知事及び42市町村長の連署により、ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が發布され、私たちが闘っている相手は人ではなくウイルスであり、感染した方を思いやり、その立場を守ること、最前線で治療や社会生活維持に当たる医療従事者や関係者への感謝、人と人との絆を大切に、差別的扱い、非難を絶対になくすこと等が強く宣言されました。

また、11月25日には、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部からストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランが公表されました。このアクションプランでは、

必要以上に感染を恐れることから脱却し、正しい知識で正しく恐れる広報を徹底すること、人権侵害が疑われる事例があった場合は、法務局へ通報し、連携を取ることなどの対応が掲げられています。当町においても、ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランの周知と推進を行ってまいりたいと存じます。

2点目の観光政策についてでございます。

現在も新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、第3波の渦中ではありますが、養老町の観光施策では、ウイズコロナとして1か所に集客を行うような、密となるイベントを避け、養老町SNSフォトコンテスト2020を養老町観光協会の協力を得て、町の魅力発信に努めております。

また、議員の御質問のアフターコロナにおける新たな観光政策でございますが、養老公園ではコロナ期においても来訪者が減ることなく、さらには増加するといった状況となっております。今回のコロナ感染症により、健康活動があらゆる世代に注目を集めることとなり、豊かな自然と天命反転地などの屋外型の観光施設を備えた養老公園は、どの観光地よりアドバンテージが示されたところでございます。

また、東海環状自動車道の全線開通の見通しが2026年度と示され、橋爪大橋、仮称ではございますが、現在建設中であり、町内の幹線道路などの基盤整備は着々と進められております。今後は、町内へのアクセスの利便性が高まり、さらに観光が活発になると期待しているところでございます。

このほかにも、今後拡張が計画されておりますサラダコスモ様や千人塚1号古墳など歴史文化施設といった様々な素材があり、コロナ禍において観光ポテンシャルの高さがうかがい知れたところでございます。

こうした現状を踏まえ、来るアフターコロナにおいて即時に対応することを念頭に、現在、魅力向上及び観光振興の拠点化としての機能をさらに発揮させ、新たな交流人口の獲得を目的に、養老駅及び養老公園周辺地域について、ハード・ソフト双方の整備を行う計画の策定を町内関係者及び県都市公園課を含め進めておるところでございます。

3点目につきましては、総務課長のほうより答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 西脇議員の3点目の質問に関しましては、一部教育委員会に関することもございますが、私のほうでまとめて回答させていただきます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、町といたしましては、感染予防対策として町主催のイベントや行事等につきまして年内は原則中止とすることや、公共施設等の使用を制限するなど、感染拡大を防止するために様々な対策を講じてまいりました。各地区の活動におかれましても、イベント、行事、各種会議などの自粛要請や公共施設の利用制限などをお願いし、何かと御不便をおかけしましたが、御理解、御協

力いただいていたところでございます。とりわけ公民館活動や生涯学習における学習講座、サークル活動においては、人と人との思いや人と人とのつながりを途切れさせないよう、コロナ禍においても感染防止対策を行いつつ、規模の縮小やみんなで工夫しながらできることから再開しております。

また、例年であれば年度末には各地区で公民館まつりなどが計画されますが、今年度におきましては、感染防止の観点から中止の対応や、学習講座作品展等を予定されている公民館もございます。

また、スポーツ推進活動におきましても、地域のスポーツ少年団活動をはじめ、競技スポーツ団体、スポーツ推進委員、体育振興会の役員の方々を中心に多くの行事が中止される中、健康体操の番組づくりや創意工夫された活動、さらに来年度に向けた取組について話合いの機会を持ち、真摯に町民の健康づくりのため、町民なわとび大会など、感染対策を講じながら運営できる方法の協議が重ねられています。

今現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、新たに第3波が到来し、全国的に感染者が増え続け、終息のめどが立たない状況であります。今後は、新型コロナウイルスと向き合い、ウイズコロナの新たな生活様式への対応が必要となってまいります。

国の指針に基づき、岐阜県においてコロナ社会を生き抜く行動指針が令和2年5月15日に策定されてから、社会情勢に合わせて内容が随時見直され、同年11月25日には新たに内容が改訂されており、それに応じた新たな対応が求められています。

町といたしましては、今月14日に養老町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国や県の指針に基づいて、より一層の感染対策の取組強化を実施することといたしました。

来年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染動向の見通しがなかなか立たない状況であり、今現在明確な方針を打ち出すことは困難ではありますので、国や県の方針・動向や社会情勢を注視しながら、町主催のイベントや行事などの方針について見極めてまいりたいと存じます。

地域コミュニティー活動におかれましては、感染症対策による活動の自粛により、人と人とのつながり、地域の交流などが低下する御心配もあろうかと存じますが、何よりも地域住民の皆さんの命と健康が第一でありますので、コロナ社会を生き抜く行動指針等に基づき、引き続き感染防止対策を十分に講じた上で実施可能な範囲で活動を計画していただくなど、ウイズコロナの新たな生活様式への対応をお願いしたく存じます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） この新型コロナウイルスは、3つの感染症という顔を持って私たちの生活に影響を及ぼします。このコロナウイルス感染症との闘いは、長期戦になるか

もしもありません。コロナ禍社会の中で、改めて人と人とのつながり、コミュニケーションの大切さを再確認し、それぞれの立場でできることを行い、みんなが一つになりながら考えて、この負のスパイラルを断ち切り、乗り越えましょう。

○議長（吉田太郎君） 以上で、1番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） ただいま議長から質問の許可を得ましたので、通告に基づき2点について質問いたします。

その前に、今回発生しました新型コロナウイルス感染で亡くなりました方、またその家族の方々に心から哀悼の意を表するとともに、医療関係者の方々に敬意を、また感染された方々に一日でも早く回復することを心からお祈りいたします。

それでは、まず1点目の質問に入ります。

除川の堤防補強についてであります。

プロジェクトを御覧ください。

除川は養老町役場の東を起点とし、清華苑の東側の金草川の合流地点まで2.1キロメートルの準用河川であります。その支流には、新川を中心に高田地区内の生活排水等で非常に清らかな水に恵まれたアユが遡上する川であります。平素は自然排水であり、色目川から金草川、金草川から牧田川へ流れています。金草川の合流点には逆水樋門が設置されており、豪雨時には金草川の水位が上がると逆水樋門は閉ざされ、除川の水位は高くなり、水かさが高くなる分、高田烏江排水機場や高田排水機場に流れ、ポンプで金草川に排水しております。また、高田烏江排水機場や高田排水機場はそれぞれのエリアの排水を行っております。

今回この提案をするのは、過去に何度も逆水樋門からの上流の除川右岸堤防で増水時、越水が見受けられます。その越水は、今プロジェクトのところにあります越水箇所でございます。これは増水以前の清らかな水、これは1週間前に撮った写真でございますが、水かさがこの程度でございます。これは越水時、2013年の8月、台風18号のときの除川の増水時の、実際に増水している写真でございます。このときは2時ぐらいに撮った写真であります。これが2017年10月23日、台風21号による雨の増水のときであります。このときは1時間当たり34.7ミリの雨量でございました。

また、これも同じ写真でございますが、この除川の河川敷内には側板が設置されておりまして、かなりの枚数が外れております。

ゲリラ豪雨はいつ発生するかもしれません。水害の元は、堤防の決壊から。越水も大きな要因になります。この輪中の中には、清華苑、JA養老営農センター、スポーツマックス・養老、高田排水機場があります。最初にまず堤防が破堤して水没するのは、高田排水機場であります。排水機場が水没しますと、ほかがどのようになるかというのはもう一目瞭然であります。ぜひともこの除川の堤防の保全をお願いいたします。

まず、1つの質問で終わります。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、担当課である私のほうから回答させていただきます。

まずは、議員がおっしゃる金草川の支川である除川と新川は、昭和54年に準用河川に指定され、除川の総延長は2.15キロメートル、新川の総延長は2キロメートルでございます。

また、金草川につきましては、河川整備計画による堤防改修等の計画はなく、樹木伐採やしゅんせつ等の維持管理工事等を必要に応じて実施されております。現在、金草川の右岸堤で実施されている工事につきましても、河川管理上の支障となっている堤防のり面に繁茂している雑木を伐採するものであると県からは聞いております。

1点目の質問ですけれども、除川が金草川に合流する箇所には逆水樋門が設置され、金草川からの逆流を防止しており、逆水樋門が閉じた状態で除川の排水量が一定量に達した場合には水越場より隣接する排水路へ越流させ、決壊等を防止する構造となっております。水越場で越流をさせないようにしたり、堤防の高さを変更したりすることは、関係する流域全てに影響を及ぼすことから、かさ上げ等の工事を行うことは困難であると考えておりますが、水越場以外の場所において越流が発生しているという御指摘でございますので、早急に堤防の高さについて調査を行い、必要な措置を取ってまいりたいと存じます。

次に2点目ですが、金草川合流地点から500メートル区間の堤防補強については、河川管理及び水防管理において、補強や修繕等が必要と判断した場合には実施してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 国では、防災・減災対策に対する激甚化する風水害や巨大地震への備えを義務づけるため、新5か年計画での国土強靱化計画化に向け、事業規模15兆円の新たな5か年計画を取りまとめるよう関係閣僚に指示したとの新聞報道があります。

今年、令和2年7月の広報に、養老町国土強靱化地域計画の検討委員会の委員の一般募集がありました。その中に、養老町国土強靱化地域計画、あまり分かりませんが、この揚水機場の撤去については平成20年、平成23年、26年と土地改良のほうから撤去の要望がございまして、その要望は、一土地改良区のほうで処分すべきというふうになっておりますが、一土地改良区のほうでこの撤去とこれに関する堤防の補強は果たしてできるかどうかというところの中で、先ほど言いました養老町国土強靱化地域計画の中にぜひとも入れていただきますようお願いいたします。

これは第2問目です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） 失礼します。

ただいまの再質問につきまして御回答を申し上げます。

除川の堤防改修工事につきましては、先ほども回答しましたとおり、まず堤防の状況について調査を実施します。その後、改修等が必要であれば改修計画を立ててまいりたいというふう存じます。

また、旧笠郷揚水機場の撤去につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたとおり土地改良区により設置された施設であることから、設置者による対応をお願いしたいと存じます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 次の質問に入ります。

AED維持管理についてであります。

プロジェクターを御覧ください。

まず、AEDとは、突然心臓が正常に活動できなくなった心肺停止状態に対して電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器であります。既に議員の皆さんは御存じだと思います。この件につきまして4点質問いたします。

我が町では、その大切な命を守るAEDがどれくらい設置されているのか。

2点目として、設置されているAEDの維持管理はどこが受け持っているのか。

また、3点目として、個人や団体から各組織、スポーツ団体等に寄附していただいたAEDに対する維持管理費、例えばパッドや電池の交換等でございますが、それから購入時に行政からの補助があるかどうかお伺いします。

4点目に、AEDを取り扱う講習は、現在コロナ禍でどのようにされているのか。

あと1つ追加します。AEDの使用実績をお伺いします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、自席で答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） ただいまの野村議員の御質問、AEDの維持管理について実務的な事柄が含まれますので、私のほうからお答えいたします。

AEDの設置につきましては、法的な設置義務はございませんが、AEDの設置の基準について、設置の必要性の根拠となるAEDの適正設置に関するガイドラインが厚生労働省から示されております。また、住民の心身の健康を害さないよう、安全に配慮すべき法の基本的原則であります安全配慮義務の観点に基づき、不特定多数の方が集まる施設において安全管理の向上を図るため、全国的にAEDの設置が推奨されております。

養老町内のAEDの設置につきましては、この安全配慮義務に基づき、町内の公共施設40施設の全てに設置がされております。

また、A E Dの維持管理につきましては、各担当課において必要に応じ随時購入の上、所管課において維持管理をしております。

公共施設に設置してありますA E Dの購入時期はそれぞれ異なりますが、中でも平成29年以降に購入したA E Dにつきましては、消耗品であるA E Dパッドやバッテリー交換費用についても購入金額に含めるといった、いわゆるメンテナンスフリーとなっております。

御質問の寄附の件でございますが、民間へ寄附されたA E Dにつきましては民間で維持管理をしていただくことになり、行政において補助をするといった補助制度はございません。また、公共施設へ寄附いただいたA E Dにつきましては、年数経過により消耗品等部品の調達ができないことから、モデルチェンジと同時に公費にて購入の上、運用をしております。

現在、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、A E Dを取り扱う救命講習は実施できない状態ではありますが、平成14年から始めたバイスタンダー（一般住民の方への救命講習受講者）1万人計画は平成27年に達成され、現在なお継続事業として引き続き継続しております。そのかいあって、平成26年には一般の方がA E Dを使用し、一命を取り留めたといった成功例がございます。こうした救命講習が活かされてこそ施設の利用価値や存在価値が向上し、さらには施設内での安全管理の向上につながるものと思われれます。

今後はA E Dを有効に活用し、救命率を向上させるためにも、今後のコロナ禍の動向を見ながら救命講習を積極的に展開し、住民の心肺蘇生法に対する理解と救命意識の向上に努めてまいりたいと存じます。

[10番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 1人の命が助かったという事例があります。今後、バイスタンダーの増加と、A E Dが一台でも多く施設に設置されるよう施策をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、10番 野村永一君の一般質問を終わります。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

過去にも吉田議員より同様の質問があったと承知しておりますが、私からも養老町町民憲章についてお尋ねいたします。

養老町町民憲章は、1973年、昭和48年3月6日に制定されました。本日もありましたが、養老町では庁舎での議会や各会議の初めで朗唱され、地域での会合、行事の前にも町民憲章を朗唱します。町議員とならせていただいておりますからは、朗唱をする機会が増えま

した。養老町の町民憲章は、養老町民にとって本当に身近なものであると感じていますが、内容をよく覚えていないという方もおられます。

質問1つ目として、現在どのような場所、会合で朗唱されていますか、お尋ねいたします。

制定された年、私は中学生でした。中学時代、そして結婚後、子育て時代にも町民憲章を朗唱する機会は何度もあり、養老町の地名の由来や親孝行の孝子物語など養老町をよく表したものであると感じ、朗唱していたと記憶しています。その後何年かたち、再び町民憲章を朗唱させていただく機会があった折、町民憲章の後段3つ目の「おとしよりが豊かにらせる町にしましょう」が心にとどまるようになりました。

2年程前、現在のこの仕事に就かせていただくに当たり、町内を回り、町に対する御意見をいただいた際、同じようにこの町民憲章のことを言われる方がありました。どうしてお年寄りだけと限定された言葉になったのか、町民憲章なのだから町民全てに当たる言葉がよいのではないかと、結婚され養老町に住まわれることになった若いお母様でした。また、町外から養老町に移り住まれたことになった方からも御意見をいただきました。そして、この質問をするに当たり、私が御意見をお聞きした以外にも同様の考えの方が多くおられると知りました。

2つ目として、町民憲章が決められた経緯を、意図されたことを含めお尋ねいたします。

このような意見が多く聞かれるようになった原因として、日本全体の問題でもある少子高齢化がその1つと考えられます。当時は養老町の人口も年々増加し、1976年、昭和51年には3万人を突破、1995年、平成7年には3万3,000人を超えて増えていき、ゼロ歳から14歳が全体の18%、15歳から65歳が62.2%、65歳以上が15.8%で発展のイメージがありましたが、その後は人口は減少し続け、ここ数年は少子高齢化が盛んに叫ばれるようになりました。平成31年には2万9,000人を切り、ゼロ歳から14歳が全体の11.1%、15歳から65歳が57.1%、65歳以上が31.9%となっています。

家族の形も変わりました。町民憲章が制定されたとき、その後数年は適齢期と言われる言葉も多く使われ、多くは結婚され、長男長女が家の跡を取り、同居をし、子や孫、明治、大正、昭和生まれ3代大家族で住む家庭が多かった時代であったと思います。町民憲章の「おとしより」の言葉に自分の家に住む家族を想像させることもあったと思います。しかし、年々、結婚後、同居が減り、町外に住む方も増えました。結婚せず仕事を続けられる方も増えました。核家族の家庭が増えるなど様々な家庭の形態が増えました。

また、お年寄りという言葉も、老人という言葉とともにふだん使う言葉ではありますが、公共の場においては使われなくなってきつつある言葉となりました。町民憲章が制定された時代からいえば、私もお年寄りと言われる年齢になってきたのではないかと思います。

いますが、現代では60代、70代、そして80代の方も元気な方が本当に多く、仕事に趣味に活躍されています。年齢を重ねた方がお年寄りと呼ばれることに抵抗がある方も多いと思います。老人福祉を高齢福祉のように、高齢者という言葉が多く使われるようになりました。

また一方で、施設で過ごすという方も当時より増えました。この「おとしより」という言葉も、現在では朗唱するそれぞれの方の思いが同じではないと思います。11月25日のこの町議場で行われた子ども議会でも、中学生の発表の中で「おとしよりが豊かにくらせる町」とは誰もが豊かに暮らせる養老町という願いが込められているとありました。町民憲章の言葉に込められた願いを理解されていると感じました。文言の変更を望まれる大人も同様に言葉に込められた願いを理解しています。町民憲章が制定され50年近くたとうとしています。

3つ目の質問として、今後全町民に寄り添うような、多くの方の心にストレートに届く言葉、例えば、養老町に住む全ての方が豊かに暮らせる町にしましょうなどへの文言の変更の見直しが必要ではないかと思われませんが、計画はありますか。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） それでは、私のほうからはただいまの清水議員の1点目と2点目につきまして、実務的な内容が含まれますので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の町民憲章の朗唱につきましては、制定当時を知る方からの伝承を伺いますと、町民憲章制定後、この趣旨を全ての町民に知らせ、具体的に実践するためには、一方ならぬ苦勞があったとお聞きしています。

なかなか町民憲章の浸透が図られない中、養老町青少年育成町民会議を構成されていた青年団体、女性団体、育成団体、そして何より地区区長さんを中心とする地区推進員の方々の尽力により、各地域でのミニ集会や会合、行事等の冒頭に力いっぱい唱えることから始められ、そして具体的な活動として挨拶運動や美化運動、花いっぱい運動など、子供やお年寄り、世代を超えて皆で協力し、実践活動に取り組んでこられました。

現在把握しているところでは、町が主催するもので35を超える会議、審議会等での朗唱をはじめ、入園式、入学式や町民運動会など20を超える式典や行事での朗唱、また20を超える各種団体の行事、会合等においても朗唱されております。

各地区公民館における支部活動や推進員活動を含め、多くの町民の皆様に御理解をいただき推進していただいているところでございます。

続きまして、2点目の御回答を申し上げます。

現在の養老町民憲章は、昭和48年3月6日に養老町が制定したものであります。全国的にも市町村合併が進み、多くの市町村で市民憲章・町民憲章の制定の機運が高まりつつあり、町においても水害等の災害からの復興や経済発展が進み、新庁舎や新校舎等の

建設が進み行く中、全町民の幸福と次代を担う青少年の健全育成を願い、昭和47年3月、町青少年育成町民会議総会において町民憲章を制定しようという決議が行われました。

町民憲章の草案作成においては、全町民の意見を盛り込み、みんなで決め、みんなで守るものとの趣旨から、同年7月に各団体機関代表者へのアンケートが実施され、同年8月には、準備委員会の起草委員により、町民皆さんから寄せられた意見を参考に草案づくりが行われました。

草案では、①明るい家庭づくり、まちづくり、②美しい自然と町民の健康保持、③福祉社会の建設と人権の尊重の3つの柱を基に各団体で討議が重ねられ、昭和48年2月に草案の承認と、同年3月に町青少年育成町民会議総会において、規約の中に町民憲章の推進に係る活動が盛り込まれました。ここから青少年育成町民会議の活動と併せ、町民憲章を全町民に知っていただくよう運動を進めていくことが定められました。

特に、町民憲章の意義には、1つ目には挨拶により喜びと希望に満ちた家庭づくり、お互いに尊敬し、信頼し合えるまちづくり、また住民参加による自主性・社会性の育つまちづくりがあります。

2つ目には、恵まれた自然保護と美しいまちづくり、郷土文化や伝統を守り、薫り高い人間性の醸成、そして健康な体づくりと勤労意欲を高め、豊かな暮らしにつなげること。

3つ目は、お年寄りが安楽に暮らせるところは、全ての人の心がしっくりと解け合った理想郷を示し、約1,300年前、元正天皇が養老に行幸され、親孝行を表彰し、年号を「養老」と変えられた教えを忘れてはなりません。そのため、お年寄りを敬い、進んで人のため社会のために尽くすこと、生活のルールを守り交通安全を徹底させること、生涯にわたり学習を続け、生きがいのある人生を送ることができることへの願いが込められています。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 3点目の町民憲章の変更でございます、多くの方に寄り添うよう文言への変更ということでございますけれども、養老町民憲章が制定されてから47年の経過ですので、当然社会状況も変化しております。しかしながら、現在のところ文言についての変更はしない方向で考えております。

町民憲章は、2点目の質問でも触れておりますが、3つの柱を基に各団体において討議が重ねられ、慎重に制定された経緯がございます。一言一言吟味され、町の歴史や歩みにふさわしい、養老町らしい文言でございます。特に、3つ目の「おとしよりが豊かにくらせる町」は、お年寄りが安楽に暮らせる町こそ全ての人の心がしっくりと解け合った理想郷であることを示し、親孝行伝説の養老らしさを表している言葉であると認識をしております。

しかしながら、町民憲章に込められた尊さや深い意味まで浸透しているかといえば、

十分でないこともうかがえます。ほかから与えられたものではなく、町民一人一人の願いを反映した養老町民憲章でありますから、今後は前文や3つの柱に込められた思いも含めて浸透していけるように周知していくことが必要であると考えております。

例えば、学校教育「ふるさと養老」を学ぶ時間や町民会議推進員等の会合を活用しながら、より皆様に愛される町民憲章となるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 答弁をいただきました。

町長の言葉の中に、全ての人の心がしっくり解け合った理想郷とありました。町民全ての人々が心に描く明るい未来、希望に満ちた理想郷に向けて込められる願いや思いは本当に大切だと思います。そして、その先には言葉があります。言葉は願いや思いを牽引するもので、これもとても大切なものです。会議等で朗唱する機会の多い私たち行政に関わる者にとっても、そのたびごとに心に刻むストレートな言葉はよりよいものではないかと考えます。

養老町の名前の由来や親孝行の孝子伝説、歴史、歩みは、養老を語るとき切っても切れないものです。3世代交流、ふるさと養老、人権擁護の町宣言もしています。「家族の絆 愛の詩」もシリーズとして続けられていくことと思います。

町長は、町民一人一人の願いを反映した町民憲章であるとも言われました。いま一度、町民皆様の声に耳を傾けていただき、現在養老町に住まわれている方、これから町民になられ、初めて町民憲章を読まれる方にも、どんな時代になっても多くの方の願いを反映した町民憲章であることを望み、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時35分です。

（午前11時26分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、2つの項目について質問を行いたいと思います。

まず1つ目の質問です。

岐阜県立大垣養老高等学校、以降は「養老高校」という呼称で統一したいと思います。皆様御存じのとおり、2005年にそれまで町内にあった2つの高校が統合し開校しました。なお、前回の一般質問で取り上げた養老女子商業の跡地問題はこのときから続くもので

す。今回は、町内唯一となった高校の通学路の安全確保について提案を行います。

通学路の安全と防犯のために、街路灯を設置しようというものです。

現在、養老高校の通学路の主なルートは2つあります。1つは、学校を出て養老鉄道烏江駅方面へ向かうルートで、通称「伊吹ロード」と呼ばれています。こちらは10年ほど前に県によってルート上に街路灯が設置されています。質問を聞いていて、あれ、街路灯あるやんと思われた方は、こちらの烏江駅方面を思い浮かべた方ではないでしょうか。

今回、防犯街路灯の設置を提案するもう一つのルートは、こちらの西ルートになります。

資料写真を御覧ください。

このように、自転車1台が擦れ違えるほどの道路が学校から真っすぐに西へ延びています。学校を出てから行き着く先は直江のコンビニの南側辺りになります。距離は1キロほどで、地図で見るとここになります。

学校からこの辺りまでの明かりは、高架になっている新高田橋と東海環状道路です。夏場はよいのですが、この時期ですと5時過ぎには暗くなります。暗くなると、こんな感じになります。今、この赤く表示しているのが通学路になっているところですね。スマートフォンのカメラで撮っていますので、暗い感じですが、実際この場所に夜行っていると、どのくらい暗いかは実感していただけたと思います。

高校生ですと、部活が終わって帰宅する頃には辺りは真っ暗ということは、ごく当たり前にあります。烏江駅方向に向かうルートは町外の学生も多いですが、この西ルートを通る学生は、そのほとんどが養老町民です。ちなみに、調査をしたところ、養老高校と大垣南高校の学生が通学路の一部として利用していることが分かりました。

コロナ禍の中で、遅くまで部活を行うということがなくなっている今のうちに街路灯を設置し、防犯と安全対策を行いたいと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） 失礼します。

ただいまの御質問につきましては、担当課である私のほうから回答させていただきます。

町内に設置している街路灯については、地元自治会及び商工業者により設置及び維持管理がなされております。また、町立学校における通学路への街路灯設置につきましては、同じく地元自治会により設置されておりますが、養老町通学路防犯灯設置事業補助金を交付しているところでございます。

大垣養老高校につきましては、議員御発言のとおり、烏江駅方面の牧田川左岸堤小段にあります町道に当時のPTAが学校に働きかけを行い、岐阜県により防犯灯が設置されました。議員の御提案につきましては、町による防犯灯の設置は一般道での取扱いと

同じになると存じます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 再質問を行います。

今の答弁のとおり、県立高校ですので学生の安全確保は県の役目です。また、警察も県の管轄ですので、防犯対策も県と考えていいでしょう。大前提はよく分かっております。しかし現実には、西側ルートの整備は進んでいません。

今ある街路灯整備に関するルールは重々承知しております。地元地域でといっても、道路沿いに民家は少なく、地元地区が負担をして整備するというのも難しいです。道路は町道、利用しているのはほぼ全てが養老町の高校生、この点を考えると、町が率先して簡易なものでもよいので整備を行う。ごくごく当たり前のことではないでしょうか。

幸い、この道路の横に電線が通っていて電柱が並んでいます。この電柱にセンサー式のソーラーライトなどの設置が可能です。これですと、コストも最少で済みます。この点を踏まえて、防犯街路灯の整備について、再度答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの再質問につきまして、御回答申し上げます。

町単独での街路灯の設置は困難でございますが、岐阜県大垣養老高校及び地元自治会など関係者と連携し、設置に向け協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 協議が始まる、協議をしていただけるとのこと、話が前進することが期待されています。ゼロが1に変わるというのは大きなことです。

養老高校は、1300年祭はもちろん、これまでも町の企画やイベントにはいつも積極的に参加協力してくれています。当然これからも、これまで以上に高校生のアイデアと行動力が町の活性化に役立ってくれるはずですよ。

さらに言えば、ひょうたん関連では養老高校が全国に「養老」の名前を宣伝してくれている状況です。ここは養老町の未来を担う若者への先行投資を積極的にやっていただきたい。まして、今回の提案は高校生の安全確保です。

県知事選挙が間近に控えています。結果次第では状況が大きく好転することも期待ができます。それまでに何としても県をはじめ地元関係機関、関係者との話し合いを進め、成功させていただきたいということを申し述べ、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

町と町民とが直接情報を共有できる新システムの導入を提案します。

どういうものか説明します。

フィックスマイストリートJPというスマホのアプリを利用することで、例えば道路の破損や不法投棄といったものを発見した場合、その場で町に地図と画像つきでその場の状況を伝えることができるというものです。

こちらの画像を御覧ください。

このような形で情報の共有ができます。

新システムの導入という点、一般的には多額の予算が必要になります。しかし、今回提案しているこちらは、月額の利用料が、調べたところによりますと、人口によって違うんですけれども、養老町の場合ですと月額の利用料が3万6,000円かかるだけです。実際に利用している自治体も20市町ほどあります。逆に言えば、まだその程度の自治体しか利用し始めていない最新のものであります。

実際に利用している自治体の方にヒアリングを行ったところ、副次的効果として住民自身が行政に参加しているような一体感を感じるといった感想がありました。ひとまずお試して運用してみるとというのが最善手であろうと考えますが、見解はいかがでしょうか。

次に、同じように住民が道路や公共物の破損等を発見した場合、現在はどのような手順で役場に通報し、どのように対応されているのかお知らせください。

以上の2点について、答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの御質問につきましては実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

道路及び道路附属物等の公共施設の破損や不法投棄、動物の死骸等につきましては、事故等の二次災害が発生するおそれもあることから、道路パトロールや環境安全パトロールにより把握に努めているほか、通行者や地域の区長さん等から電話や来庁などにより通報を受けた場合には、職員が速やかに現場確認を行い、緊急度合いによって応急の対応や修繕工事を行っております。

議員が御提案のツールについては、2014年に愛知県半田市で導入され、先進地的な取組事例として数多くのメディアにも取り上げられたことから、認識はしております。現在全国で23の自治体が導入されており、新たな手段の一つであると考えますが、地図上に登録された事象に対して緊急性、対応の優先順位を把握することは困難であり、併せて登録から対応までの即応性に劣るということは否めないと考えております。

半田市の導入から6年が経過したんですけれども、岐阜県内の導入はゼロ、愛知県では2市町、三重県でも2市という状況であることから、一概にメリットばかりではないと思いますので、まずは導入をした自治体の状況等をよく調査研究してまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 新しいものを導入することに慎重になり、及び腰になるのは何となく分かります。しかし、時代はどんどん変わり、技術は進み、それに伴う社会背景や情勢も刻々と変わっています。大規模な人口減少と県内でもトップクラスの高齢化を控える我が町にとって、人的エネルギーを行えるシステムの導入は必須となってきます。

先ほど利用している自治体の少なさを指摘されましたが、他の自治体がまだ先進技術と社会背景をマッチングさせて自治体の運営に導入できていないだけとも言えます。現在のこのコロナ禍にあって、既存の社会システムが大きく転換しようとしています。例えば、当町では、地区の要望は区長会を通して優先順位をつけて受理し、対応をしています。しかし、コロナ禍でこういった会議自体が開催しづらくなっています。今回提案したツールはこういった既存のシステムの補完、代替としての利用も可能です。そして、最大のメリットは直接住民が行政活動に参加できるということです。

まちづくりのイロハの最初の一步である住民参加。どこかの誰かではなく、自分も養老町の活動に参加しているんだという一体感こそが今後のまちづくりの重要なファクターになっていくはずです。コロナ禍での新しい行政システムの様式の一つに加えることで、大きなメリットを生むと考えます。どうですか、だんだん導入してみようかなと思えてきたんじゃないですかね。行政としての判断が必要かと思しますので、町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の再質問にお答えをいたします。

このシステムにつきましては、システムであったかどうかは別として、こういった手法に関しましては、早くから私も関心を持っていたというところがございます。まだなぜ導入しなかったかということにつきましては、1つ目には、よく言われます行政がいつも及び腰になる部分でございますが、投稿された写真のプライバシーに関する問題、そして気軽に投稿ができることによって多くの情報に行政が対応できないというようなことが想定され、緊急に対応しなければならないようなものも情報の中に埋もれてしまうのではないかというような問題がございました。これはまた、事実そういった問題があることによって及び腰になっている行政も多いというふうにお聞きをしております。

かといって、やはり便利なものを使わないという手はありませんので、今の行政のこういったシステムのベストな方法を考えて導入できる部分があるのかどうか、もう少し調査研究を行ってまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） メディアでは連日コロナ禍に関する情報が流されています。今回の国難で最も変化があったのはIT、ICT分野でしょう。

先進国の中でも遅れていると言われていた日本のビジネスにおけるICT環境が一変しつつあります。行政も同じです。IT、ICT関連の予算が計上されることが多くなってきました。小・中学生にはタブレットが配付されます。議会の委員会の中ではその一部でウェブ会議も実施されました。さらに今後は議会にもタブレットが導入されることが決まっています。間もなくこの議場の風景も大きく変わっていくことでしょう。

技術環境は整いつつあります。さきにも述べましたが、人口減少に苦しむ我が町では、既存の手法での行政運営は困難になっていきます。地域での担い手も少なくなりつつあります。何かと自助・公助・共助などとすてきな言葉を使ったりしますが、現状はとても厳しいです。最新の技術の力を利用してこれまで以上に町を活性化させる。今回提案したものはほんの一例ですが、それでも利用方法次第で、町と町民がネットを通して直接対話し、コミュニケーションを取りながら町内の状況を把握しつつ、地域の要望をも処理していくことが可能になるものです。住民によるまちづくりや行政活動への参画、今後のまちづくりの在り方についていま一度考えるきっかけにさせていただきたいと思います。本気で考えてください。

今年は新型コロナに苦しめられた1年でした。令和3年、2021年が養老町と養老町民にとってこれまでよりもよい1年となることを御祈念し、私の今年最後の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からとします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、2件について一般質問させていただきます。

最初に、防災行政無線（戸別受信機）の有償貸与についてお伺いします。

養老町では、防災行政無線の放送内容を聞くことのできる戸別受信機を有償貸与とされています。

近年の地震、風水害等の災害多発の状況からすれば、住民の安全・安心のための施策は万全を期することが求められております。災害は予期しないときに発生します。その際は信頼できる情報が適時的確に伝達されることが、住民の皆さんの安心・安全に直結することとなります。情報伝達いかんによって、災害対応が分かれることにもなりかねません。

総務省が定める規格変更により、戸別受信機貸与に対する町広報紙「ようろう」には、1世帯当たり1万円で戸別受信機を有償貸与すること。また、10月31日まで申込期限に

なっており、予定数になり次第、受付を終了となっております。その後、12月25日まで再度申込みを広報「よろう」に記載、案内されております。今までの受信機では、防災行政無線の受信ができなくなるとの告知がされております。

令和元年度より、防災行政無線のデジタル化を実施され、その工事の中で、防災行政無線の拡声子局も新調、新設を進められております。町内各地において、既に工事が終了し、新しい機器が取り付けられています。拡声子局を目にすることもありますが、運用が開始されておらず、いつから新しい拡声子局に切り替わるのかといった地域住民の大勢の皆様方からの声が私に届けられています。今年は台風が上陸することもなく出水期を終えましたが、災害はいつ発生するか分かりません。少しでも早く運用を開始していただきたいと望んでおります。

そこで、この事業について質問させていただきますので、担当課長からお答えをいただきたいと思っております。

1. 総務省の指導によって、防災行政無線アナログ系からデジタル系に移行することは既定路線ですが、防災行政無線のデジタル化の進捗状況について詳細に説明をお願いします。

2. 新調した拡声子局は、いつから運用開始されるのでしょうか。

3. デジタル化によりアナログの防災ラジオは使えなくなることから、町ではデジタル式の戸別受信機の有償貸与を進めておられますが、配付状況、現在までの申込件数は何件でしょうか。また、年次計画、普及率等についてのお考えをお知らせください。

4. 少なからず費用が発生することから、貸与をためらっている町民の方々もいらっしゃいます。また、防災ラジオを購入された方は買換えが必要になりますが、そういった方への配慮、代替手順等は講じられておられるのでしょうか。

そこで、4点について明確な御回答をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの早崎議員の御質問に関しまして、4項目につきまして、実務的な内容でございますので、総務課の私のほうより回答させていただきます。

まず1点目のデジタル化の進捗状況についてでございます。

防災行政無線のデジタル化整備につきましては、令和元年度より着工し、今年度中に整備を完了する予定でございます。

進捗状況ですが、令和元年度中には役場庁舎内にある情報発信の源であります親局設備の整備が完了し、それに伴いまして、令和2年4月よりあんしん防災ネット（安心・安全メール）の拡充及び防災アプリの導入や防災行政無線放送内容をバックナンバーとして町ホームページに掲載を開始するなど、情報伝達手段についてさらなる拡充を図るとともに、多様化した情報発信手段を一元管理することにより、住民の皆様へ迅速かつ

正確な情報発信をする体制を確立いたしました。

今年度につきましては、町内一円の屋外拡声子局を更新及び新設しており、放送内容を町内中により明瞭に聞こえるように整備を進めております。また、デジタル化に対応した戸別受信機につきましても、関係各所には6月より随時設置を行い、住民向けには有償貸与として10月から募集を開始し、申込みをされた方に対して順次設置を行っているところでございます。

今後につきましては、引き続き屋外拡声子局及び戸別受信機の整備を進めるとともに、車載型及び携帯型の無線受信装置、いわゆる移動系の整備を進めてまいります。

続きまして、2点目の新調した拡声子局の運用開始時期はということでございます。

既存の屋外拡声子局を老朽化により新たに建て替えるものにつきましては、新設、撤去が完了次第、順次運用を開始しており、難聴地域での新たに拡声子局を新設したものにつきましては、全ての設置が完了し、様々な調整を行った上で、今年度中には運用を開始する予定でございます。

続きまして、3点目のデジタル式の戸別受信機の配付状況、現在の申込件数及び年次計画についての考えということでございます。

戸別受信機につきましては、先ほども御回答したとおり、自主防災隊隊長や関係機関へは6月より随時設置をしており、住民の皆様へは10月から有償貸与の申込みを受け付けております。

また、現在防災ラジオを利用してみえる住民の方は893人であり、その対象者全員に対して、郵送にて今年度中に防災ラジオが使えなくなることをお知らせするとともに、代替手段といたしまして、戸別受信機の有償貸与や防災アプリ等を利用していただくことを御案内しており、現在の申込件数につきましては134件でございます。

デジタル化に完全移行する際に、住民の皆様には混乱を来さないようにするとともに、新たな防災への意識啓発のためにも、今後も引き続き戸別受信機や防災アプリ等の周知を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、4点目の防災ラジオ等の代替手段はということでございます。

戸別受信機の有償貸与につきましては、戸別受信機本体が4万円から5万円ほどと高額なものでございますので、住民の皆様には1万円の負担をお願いし、残りは町で補填する形で実施をしております。ただし、高齢者等の負担を軽減するため、65歳以上の独り暮らしの方や75歳以上のみの世帯の方などについては御負担を5,000円に軽減しております。

また、戸別受信機の代替手段といたしまして、防災アプリ、あんしん防災ネット、電話応答装置、ホームページへのバックナンバーの掲載などの様々な情報伝達手段を活用して情報発信しておりますので、幅広く御活用いただけるように、引き続き周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 9 番 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 詳細かつ明快に御答弁をいただきました。

この個別受信機の件は、災害時における町民の皆さんの安全確保にとって大変重要であるとともに、それぞれの置かれている状況を知ることによって、不安の払拭と安心感をもたらす効果があると考えます。

情報伝達に際しては、正確性、迅速性が命であるとともに、情報を必要とする町民の皆様方に広く伝えなければなりません。

再質問いたします。

1. 戸別受信機の代替手段である防災アプリ、あんしん防災ネットの普及状態についてお伺いします。

2 点目、今後幅広く普及させていくために、どのような周知方法や手段を講じられているのでしょうか。

以上 2 点について御回答をいただき、1 件目の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの早崎議員の再質問に関しまして、総務課の私のほうより回答させていただきます。

まず、1 点目の戸別受信機の代替手段であります防災アプリやあんしん防災ネットの普及状況はということでございます。

防災アプリにつきましては、今年度 4 月から導入し、ダウンロード数は昨日現在で 1,086 件でございます。また、あんしん防災ネットは、平成 23 年度から安心・安全メールとして導入していたものを今年度 4 月からあんしん防災ネットとして拡充をいたしました。登録件数は昨日現在で 4,950 件であり、そのうち今年度 4 月以降の新規登録件数は 755 件でございます。

デジタル化に伴う情報伝達手段の周知広報の結果、一定程度の普及率の向上につながっているものと考えております。

続きまして、2 点目の今後どのような周知方法や手段を講じていくのかということでございます。

全ての住民に迅速に正確に情報を伝達するためにも、戸別受信機や防災アプリなどの様々な情報伝達手段の周知と普及率向上を推進していくことが重要であると考えております。引き続き、毎月の広報紙裏表紙に防災アプリとあんしん防災ネットを登録できる QR コードを掲載することをはじめとして、定期的に広報紙への掲載、文書の回覧、ホームページへの掲載、各種会議等での説明やチラシの配布、出前講座など、様々な手段を講じながら、引き続き普及に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 続きまして、R I Z A Pと養老町健康セミナーについてお伺いします。

中国・武漢発とされる新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、人類の社会経済活動に深刻な打撃を与えていることは皆さん御承知のとおりであります。現在、第3波襲来とのことで、今後どのように終息させていくべきなのか、政策担当者の力量が試される状況となっております。

厚生労働省では、新しい生活様式で日常生活を営む上で、自分でできること、マスク着用、手洗い・消毒、不要不急の外出の自粛、いわゆる3密を避けることなど、毎朝の体温測定、健康チェックを着実に実行することが求められており、コロナ社会を共に生き抜く力を身につけていくことが何より大切な私たちの課題であり、しっかりと対応していきたいと考えております。

コロナ禍の中で養老町教育委員会スポーツ振興課から、「新型コロナに負けるな！養老町新型コロナウイルス対策支援事業」として、R I Z A Pとコラボ企画「R I Z A P×養老町健康セミナー」が、町広報紙、また広報「ようろう」で募集案内されました。

セミナーの開催日は、初回は10月10日土曜日、2回目は11月8日日曜日、3回目、11月22日日曜日、4回目、12月20日に養老中央公民館中ホールで、参加費用は無料で開催され、全4回のうち1度だけと限定されておりました。

皆さん御承知のとおり、現在ではコロナ禍の中での各公民館活動やサークル活動は制限されており、おうち時間が長い中、このような活動には積極的に参加したい方も多くいらっしゃると思います。もちろん大前提として、新型コロナウイルス感染症対策を万全にすべきことは当然のことではありますが、新型コロナウイルス感染対策という誰もが未経験の試練にどう立ち向かうべきなのか、試行錯誤しながらも立ち往生することは許されません。

そこで、次の事業について質問させていただきますので、担当課長からお答えをいただきたいと思っております。

1点目、R I Z A Pとコラボした理由、きっかけは何だったのでしょうか。4回企画実施されましたが、それぞれの意図をお聞かせください。

2点目、既に3回の講座が実施済みですが、年代別参加人数、参加者の評価、アンケート調査などなどの成果をお知らせください。また、参考までにどのような新型コロナウイルス感染症対策がされたのでしょうか。

3点目、新型コロナウイルス感染拡大が第2波、第3波と続く中、新型コロナ対策支援事業としての健康セミナーを今後といたしますか、来年度以降もこのような企画を続けられるのでしょうか、お考えをお聞かせください。

3点について明確な御答弁をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 川口特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの早崎議員の質問に対しまして、特命事項のほうで健康セミナーを企画いたしましたので、私のほうから1点目と2点目について回答させていただきます。

繰り返しになりますが、今回のR I Z A Pによる健康セミナーは、スポーツによる健康づくりという特命事項の取組テーマの中で事業計画がなされました。

スポーツによる健康づくりの主目的は、町民の健康増進、ひいては健康寿命の延伸と個々のQ O L、クオリティー・オブ・ライフの向上になります。

従来から自治体や保険者による健康増進事業は行われていましたが、テレビCM等で知名度が高く、より効果的な民間サービスを活用することで、運動や健康に関心が薄い方々へ意識・動機づけを行い、生活習慣を変えるためのセミナーを開催する意向でしたが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、自宅内に引き籠もりがちになることで運動能力が低下する方が増えることを危惧し、自宅でも簡単にできるトレーニング方法を習得することで健康維持につなげるという目的も追加いたしました。

R I Z A P株式会社とコラボした理由、きっかけにつきましては、健康づくりに向けた取組を普及するに当たって、健康無関心層をいかにして巻き込んでいくかが最大の課題であると考えました。R I Z A P株式会社は、健康セミナーを通して人々の意識変容、行動変容を戦略的に推進した研修を全国の自治体や民間企業でも実施している実績があり、長野県伊那市で行われた事業は、地方創生推進交付金等を活用した健康のまちづくりに関する優良事例として内閣府からも紹介されています。今年度からは、関市と連携協定を結んで健康づくりの取組を行っておられます。そういった経緯、経歴も踏まえて、R I Z A P株式会社とコラボさせていただくこととなりました。

4回企画実施した意図につきましては、セミナー内容が座学と実技トレーニングで構成されております。コロナ禍の中で会場の広さを考えたとき、1回のセミナーが50名程度の規模が妥当であると考えました。特命事項推進チームとしては、より多くの町民の方に受講していただきたいとの思いから1人1回のみの参加とし、セミナー回数を4回、合計200名の方に受講していただくこととしました。

また、同じセミナーを4回開催するよりも性別を問わない導入編を2回、女性の方が参加しやすいような配慮をした形で女性限定のセミナーも2回企画させていただきました。

2点目の年代別参加人数、アンケートの評価等でございます。

参加者の年代別の内訳は申込み時の人数となりますが、20代が10人、30代が13人、40代が29人、50代が45人、60代が32人、70代が23人、80代が2人となっております。

セミナーの内容につきましては、全ての会に共通で「健康維持につなげるための導入セッション」と題して実施しております。

まずは、座学で自身の生活習慣を振り返りました。マル・バツクイズ形式を用い、分

かりやすく生活習慣のチェックを行いました。次に、自分自身が行動に移すため、心のメカニズムについての講話があり、さらに健康にダイエットができる食事の内容等の説明がされました。最後に、自宅で簡単にでき、継続できるような運動方法が紹介され、参加者全員で実際に体験し、セミナーは終了となります。

2回目の女性限定の会につきましても、導入セッションと内容は大きく変わりありませんが、講師も女性の方ということで、女性の体や体力に合わせた内容にアレンジをしております。

参加者の評価につきましては、3回の全ての参加者がセミナーに参加してよかったと答え、またほとんどの方が有益な知識が増えたと回答されております。

成果というのにはまだ早いかもしれませんが、セミナーで学んだことを明日から実践すると多くの方が答えており、誘われて来たといった受動的な参加者が多い会でも、同じようにすぐに実践していきたいと答えられておりますので、参加者への意識、動機づけといった面では非常に大きな効果があったと推測されます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、参加者は入り口で体温の計測、手指の消毒の実施の上入場していただき、会場内は窓を常に開けて換気をしていました。また、講座中は長机に1人の座席とし、ソーシャルディスタンスを確保しました。

さらに、運動するということでしたが、常にマスク着用をお願いし、新型コロナウイルス感染症対策を徹底いたしました。

私からは以上です。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 3点目につきましては、担当課でありますスポーツ振興課より御回答をさせていただきます。

今回の健康セミナーでは、ふだん運動や健康に関心が薄い方々への運動、健康づくりに興味を持っていただく意識・動機づけに大きな効果があったと思われませんが、来年度以降につきましては、誰もが気軽に取り組めるウォーキング事業を通して取り組んでいきたいと考えております。

平成26年3月に策定いたしました養老町スポーツ推進計画では、一町民1スポーツのまち・養老の基本理念に基づき、子供から高齢者の方々までを含めた全ての町民を対象に健康づくりを中心としたスポーツ活動を推進しており、前期の計画期間が終了いたしましたので、今年4月に計画の改定を行いました。

計画の見直しでは、後期施策実現のための重要項目といたしまして、子供の頃からスポーツが好きな子を増やす、スポーツに興味がなかった住民へのアプローチ、スポーツに興味はあるが、週1回以上はスポーツをしていない住民へのアプローチの3点を掲げており、そのうちスポーツに興味はあるが、週1回以上はスポーツをしていない住民へのアプローチといたしまして、ウォーキングを通してスポーツに取り組めるよう、ウォー

ーキングコースの設定やスマートフォンのアプリで歩数の積算の見える化などを進めることとしております。

現在、特命チームが中心となって地区ごとにウォーキングマップの作成を進めており、来年度以降はマップを活用したウォーキングアプリを導入したウォーキングコンテストの開催などを計画していく予定であります。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 9 番 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 詳細かつ明細に御答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

行政が先陣を切って特命事項の取組テーマの中で、今回のような健康セミナーを事業計画され開催されました。運動、健康づくりに興味を持っていただくためにも、意識・動機づけとして大きな成果があったと評価されております。

先ほど御説明もありましたが、導入セクション、座学90分のうち、R I Z A P 健康セミナーワークシートを使って自分自身の評価など、また実技約30分は大好評だったと参加者の方から聞き及んでいます。私も第1回のセミナーに参加させていただき、実感しております。

提案であります。養老町から運営委託業者であるスポーツマックス・養老町民プール場内の養老町教育委員会からの委託者、養老スポーツクラブが健康増進教室等を開設されています。講座を希望される方は講師を派遣することですので、養老スポーツクラブとコラボして健康セミナーを開催されるのも一案かと思えます。

これが養老スポーツクラブが募集されておりますパンフレットなんです。

また、町内でもありますので、引き続き会員として体力づくりのため健康教室に入会されることがあれば、相乗効果があると思えます。

コロナ禍の中で財政厳しい状況ではありますが、事業計画される予算編成期でもありますので、いかがでしょうか、お答えをお伺いし、一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

一般社団法人養老スポーツクラブは、総合型地域スポーツクラブとして県の認定を受けました町内唯一の団体でございます。町からの委託事業として毎年スポーツマックス・養老を会場に運動教室を開設していただいております。今年度はコロナ禍の中、10月から3月まで毎月2回、子ども運動教室と健康増進教室を開催されております。

また、クラブ自主運営事業といたしまして、女性のためのヨガ教室の開設や講座によるノルディックウォーキング、健康体操の普及など、スポーツによる健康づくりに取り組んでいただいております。

御提案いただきました内容につきましては、養老スポーツクラブのほうに講座や教室の内容を検討していただけるように働きかけていきたいと存じております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

一昨年10月に行われた区長連絡委員会との意見交換会の中で、新人議員の抱負について御質問にお答えする中で、私は行政の全般について積極的に批判したいと述べましたので、今年も少し辛口な部分もあるかもしれませんが、積極的に批判し、議論したいと思っております。

今回の質問につきましては、1. 平成30年度と令和元年度の歳入比較について、2. 歳入、今後の方針について御質問します。

昨年の12月にも決算関係について質問いたしました。決算といえば、行政においてはその年の数字の履歴書みたいなもので、行政事務の結果が言葉でなく数値として表れます。単年度においては、その年の結果は分かります。それで、昨年はその年のことだけを質問しました。今年は2年目に入りますので、昨年質問しました平成30年度と、今年は令和元年度の比較について御質問します。

こちらのほうが、平成30年度の養老町歳入歳出決算総括表でございます。

この中には、1が一般会計、そのほかに9つの特別会計、国民健康保険、それから簡易水道、それから食肉事業センター、それから住宅資金貸付等、それから公共下水道事業、それから農業集落排水事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療があります。

これは平成30年度で、毎月11月の広報に記載されている部分です。

こちらのほうが、令和元年度の歳入歳出の総括表でございます。

これを少し分かりやすくするために、歳入のところだけ比較をしてみました。そうしますと、一般会計で10億6,091万2,000円、それから特別会計で1億3,641万6,000円の増、合計で11億9,732万8,000円の増、6.35%の増となっております。

このほかに、繰越金とか繰入金、それから不納欠損額、収入未済額等がありますが、この歳入の増加にはいろいろな要因があります。歳入の確保・創出は、今後とも町政を維持発展させるために必要不可欠であります。

そこで、昨年提案いたしました不納欠損額、収入未済額の5%削減目標を提案しましたが、その結果についてお尋ねします。また、そのような要因についてもお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） ただいまの小寺議員の御質問に関しまして、町歳入全般に対するものでございますので、私のほうから御回答させていただきます。

町税は福祉・教育等を支える大切な財源であり、町といたしましても歳入額を確保するため、平成27年度に徴収推進室を税務課内に設置し、収納率を成果指標とし、関係課との連携を図り、滞納整理を推進しているところでございます。

昨年12月定例会にて小寺議員が提案されました平成30年度の不納欠損額と収入未済額の5%の減額を達成目標とした場合の令和元年度の結果とその要因はどの御質問でございりますが、不納欠損額では減額目標額が前年対比394万8,000円でしたが、決算額では前年対比928万円の減額となりました。

また、収入未済額では減額目標額が前年対比3,419万7,000円でしたが、決算額では前年対比9,264万7,000円の減額となり、5%を大きく上回り達成しております。

前年に比べて大きく減額となった具体的な要因といたしましては、徴収推進室の取組の成果が現れてきたものと考えております。

収入未済額の減額につきましては、現年課税分の収納率を向上させることが滞納繰越額を減少させ、全体の収納率の向上につながるの考えの下、積極的に取り組んできた早期滞納整理と期限内納付の促進の影響だと考えております。

早期滞納整理につきましては、現年分が滞った時点で徴収嘱託員が速やかに架電し、滞納が累積しないうちに自主納付をするよう促しております。令和元年度の架電件数は2,284件で、納付実績が867件、税額1,915万1,000円になります。

期限内納付の促進につきましては、取組として、滞納者への年2回の未納のお知らせの送付の際には、相談を促すチラシを同封し、納税相談を経て、誓約書を取る際には期限内納付を優先しつつ、3年をめどに完納計画を立てるように努めております。滞納の入替えではなく、新たに生み出さないことで、納税者が納税意識を保つ取組をしております。

また、コンビニ収納の対象を広げるとともに、納付方法の選択肢をさらに広げ、納税者の利便性を向上させるために前年度からクレジットカードによる収納も始めております。

現年度課税分の収納率を比較しますと、町税で98.33%が98.79%に、国民健康保険税では93.72%が96.68%に上がっております。不納欠損額の減額につきましても、財産調査等による差押えの実施及び誓約書の取り交わしが減額の要因だと考えております。

滞納者に対しまして、徴収職員による臨戸や文書催告、財産調査等による差押えを中心とした滞納処分を進めております。財産調査等につきましては、調査が難航するケースも増え、件数は1,331件で、換価金額は564万円と前年に比べると減額していますが、誓約件数が300件と前年を大きく上回りました。

国民健康保険税について、滞納がある世帯の保険証の更新に当たり、文書にて短期被

保険者証への切替えを予告し、完納に至らない場合は納税相談を行い、納付状況を確認しながら保険証を発行することで納付の促進を図っていることも誓約書の増加につながっております。

公課以外の取組といたしましては、水道料につきましては、給水停止予告や給水停止等の措置により滞納額の減額に努めております。

住宅新築資金等貸付金及び住宅使用料につきましては、私債権であるため、滞納処分につきましては、弁護士法人と委託契約を結びまして法的措置を実施し、裁判による話し合いなどにより滞納額の減額に努めております。

部署によって多少の違いはございますが、関係課の間で必要な情報を共有しながら滞納額減らすためにできることを粛々と進めているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 続きまして再質問として、歳入、今後の方針についてですが、令和2年度の2月頃から始まった新型コロナ禍の中で、平常の時代では収納率の向上は最大の目標とするところでありますが、まだまだ予測がつかない中で、今後どのような方針に基づいて、徴収体制はどのような体制にするのか御質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今後どのような方針に基づいて徴収体制をどのような体制でやるかということでございます。

今後の徴収方針及び徴収体制についてでございますが、現在、未経験のコロナ禍において、経済の冷え込みを抑え、国民の生活を維持させるべく、国・県及び当町においても様々な施策を講じていることは御承知のところだと存じます。納税等についても、コロナの影響による納税困難者への猶予や減免措置を講じているところでございます。

上半期には給付金等の交付もあり、国・県の動向に歩調を合わせ、積極的な徴収を控え、コロナの影響による納税困難者への猶予や減免の運用を行ってまいりました。このような状況下で収納率向上を図るのは難しく、現年度分の徴収率の維持に努めているところでございます。

また、現在の社会情勢が長期化する中、来年から1年の猶予期間が順次切れ、納付を迫られる方も出てきますし、所得の減少により納税が困難な方も増えることが想定されます。納付を途切れさせず、滞納者を増やさないために、徴収推進室が中心となり、滞納処分だけでなく、対話による徴収に力を入れていきたいと考えております。そのためには、納税者の負担及び事務の効率化を図る上で、町税のみならず町税以外の公債権にも滞納がある方には、関係課と連携して納税相談及び徴収を行う体制を強化するための

協議をしていく必要があると考えます。

また、徴収推進室の現体制は、徴収専門監を本年から配置するとともに、専門的知識を持った人材の配置として、現在、岐阜県税務事務職員派遣事業により県への派遣職員が2名在籍しております。

さらに、今年度も1名を西濃県税事務所へ派遣しており、町職員の徴収ノウハウの習得、向上のみならず、情報共有のほか、滞納処分を連携して実施しているところでございます。

今後も現体制を維持しつつ、コロナ禍で先が見通せず生活に不安を持つ方もいる中、納税者の納税意識を保つための方策や税務行政に対する満足度を高めるため、私ども職員の税や制度に関する専門性や接遇力をより高める努力も必要だと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま前向きな言葉をいただきましたので、続きまして2つ目の質問に入ります。

養老町の上水道事業についてでございます。

上水道事業の決算は、毎年第2回議会の6月議会に行われます。決算の状況といたしましては、広報「よろう」の8月号に掲載してお知らせしております。

昨年度の平成30年度決算では、年間有収水率がプラス1.3%のため、あまり注目しておりませんでした。しかし令和元年度は大きくマイナスとなっております。それで少し疑問を抱きましたので、昨年から決算に関わっておりますので、過去3年間の数字になりますが、分かりやすくするために令和元年度、平成30年度、養老町上水道事業会計決算書より抜粋して表1を作りました。

事業概要の7つの事項、左側のほうに書いてあるんですけども、年度末給水人口、それから年度末給水戸数、年間配水量、年間1日平均配水量、年間有収水量、年間1日平均有収水量、年間有収率について報告されています。

3年間の比較を見ますと、赤字となっているところが減額の数字です。注目したいのは、年間配水量と年間有収率です。この結果を現しているのが年間有収率です。令和元年度では人口が減っている。マイナス504人なのに年間配水量が増加、プラス2万5,399立米にして年間有収水量が減っている。マイナス5万2,266立米。当然に年間有収率も下がってマイナス2.51%になります。これはどういうことか、金額でできる説明方法はないか、分かりやすくするために表2を作りました。

まず最初に、全国町村類似団体というのがありまして、これの年間有収率と損失を上げました。次に、養老町の損失率100から年間有収率を上げました。これは損失率を分かりやすくするためです。その次に、養老町年間損失水量を算出しました。これは年間

水量と年間有収水量の比較による損失です。続きまして、全国町村損失で換算して損失水量を算出しました。全国町村類似団体との動向を見るためです。さらに、養老町損失量として、その差引きで養老町年間損失量から全国町村損失で換算して損失水量を出したものです。それで、養老町損失水量を算出しました。金額に換算するためです。

最後に養老町損失金額換算として、立米当たり148円を掛けて金額を算出しました。

令和元年度で、一番下にございますけれども1,828万2,667円。平成30年度で702万4,635円。平成29年度で1,347万6,482円となっております。

そこで御質問いたします。

上水道事業の過去3年間の配水量については決算発表のとおりですが、今後の配水水量の方針について御質問します。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） ただいまの御質問は、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

水道事業の経営にとりましては、有収率の向上が大変重要な収益向上に関わる要因の一つとなりますので、有収率の向上に向けた対策が重要となっております。

町には4つの配水区域がございますが、各ポンプ場の配水流量を常に監視しており、特に夜間の配水流量が多い区域につきまして、漏水調査を実施する区域とし、毎年計画的に漏水調査を実施しているところでございます。

この有収率の低下の原因は、漏水だけに由来するものではなく、災害や地域の訓練等による消火栓使用によるものもあり、使用料金への回収へ反映されない場合もありますので、単純に有収率の低下が漏水等の発生に由来しているものではございません。

また、有収率の向上を推進していくため、今年度、漏水調査につきまして知識と技術を身につけるための職員研修を水道課職員が1名受講しております。今後、研修で身につけた知識や技術を事業に役立てていけるものと考えております。

町の現状におきましては、全国町村の類似団体の平均有収率より低い状況ではございますが、今後とも有収率の向上に向けた事業を継続的に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 有収率の低下の原因については、幾つかの原因が漏水以外にも考えられますが、有収率向上は大変重要なことと理解しております。

そこで、再質問いたします。

全国町村類似団体の有収率につなげるということは、平成元年度では養老町損失金額が1,828万2,667円となっております。この新たな財源の使い道ですが、そこで3の表を作りまして、職員の増員を提案いたします。

そこで、この1,828万2,667円をどのように使うかということでございますが、例えば中堅職員を2名増員した場合、約2年間ほど増員になります。それから、1名の増の場合で約4年間ほどの働きができます。そして、それができた暁には、1年後には年間有収率が81.9%になるものです。したがって、職員の増員を提案するものでございます。

○議長（吉田太郎君） 副町長 川地憲元君、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 小寺議員の再質問に、人事的な関係もございますので、私のほうから回答させていただきます。

現在、コロナ禍におきましては、緊急的に対応できるように職員の配置を行っております。9月1日付の人事異動によりまして、水道課におきましては1名の減、産業建設部内での配置転換を実施いたしております。

議員御提案のとおり、人員を増やせば配水量の監視体制がしっかりとできるという利点もございますが、水道事業への人的な補完が有収率に連動するわけではなく、漏水箇所の把握については漏水調査に関わる経験と専門的な技術と知識が伴いますので、地道な調査が第一、そして改良・改修を素早く行うことが大切であるというふうに認識しております。

現状におきましては、緊急的な産業建設部内の配置転換という形態でございます。今後社会情勢を踏まえまして、動向を見ながら人員の配置も検討してまいりたいというふうに考えております。

また、災害に強い施設整備を目指すとともに、継続して安全・安心な水の供給を図り、併せて上水道事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） いろいろと御答弁をいただきました。

いずれにいたしましても、上水道事業は水に関わる、命につながる事業でございます。非常に大切な事業でございます。今後とも経営安全、それから経営向上のためにさらなる努力をしていただきたいと思います。

これにて質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（吉田太郎君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時5分から行います。

（午後1時53分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 議長より発言の許可を得ましたので、2点について質問いたします。最後になりましたが、皆さんお疲れと思いますが、よろしく願いいたします。

まず1点目でございます。

大型商業施設誘致の現状と今後についてを質問いたします。

10年ほど前に、三重県のスーパーサンシさんが、国道208号線沿いの瑞穂地域において、11万2,000平米を超える面積で大型商業施設の事業展開を計画されました。なかなか認可が得られませんでした。ようやく平成29年2月に農地転用と開発許可の認可がされました。しかしながら、状況が変化し、テナントの募集が当初の計画どおり進まず、このコロナの影響も相まって進展ができていません。9月議会の岩永議員の質問の中で、平成31年に工期延長の変更手続が提出され、工期の延長期間が令和4年11月30日までとの答弁がされております。

私の情報及び地元の地権者の情報を基に、次の質問をさせていただきます。

スーパーサンシの鈴木室長が、今年の3月頃、私の自宅にお見えになって、当初の事業計画からは、コロナ禍の影響もあり撤退をさせていただきたい、そういう話がありました。また、その3か月ぐらい後には、また鈴木室長がお寄りになりまして、当該用地全てを買収して開発をしたいという旨の話がございました。この2件の話は、養老町にも説明をしておるといふことでありました。

ここで、次の4点を質問いたします。

当初の事業計画からの撤退、変更をする場合の手続はどのようにするのか。また、当該用地を買収しての開発は可能なのか。可能であれば、この手続の変更はどのようにするのか。そして3点目は、当該用地、現在の管理責任はどのようになっているのか。また、スーパーサンシが撤退した場合の事後処理はどのようになるのか。4点目の質問は、サンシさんが撤退を表明した場合、町としてこの開発をサンシ以外の事業者へ譲渡することは可能であるかを質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） 企業誘致に関して、個別の案件でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

4点の質問があったかと思っておりますので、そちらについて御回答させていただきます。

まず1点目、手続に関しまして、現状としまして、株式会社スーパーサンシ様より、かねてから当初計画での開発が進むことが難しい旨を伺っておりました。議員も御承知のとおりかと存じますが、これは当初出店を予定していた事業所の都合により出店に関する協議が調わなくなったことや、近年においては新型コロナウイルス感染症の拡大による出店の計画見直しや延期といったことが重なり、事業計画にずれが生じたものでございます。

このような計画のずれの中で、賃貸での計画を新たな事業計画として用途の計画変更を視野に入れ、買収を行い、大規模開発を進めるといふものでございます。当然ながら、当町としましても当該開発計画は企業誘致の観点からも重要事項と捉えておりますので、事業計画の変更を行うということであれば、よりよい形で計画が実行していけるよう指

導してまいりたいと存じます。

続きまして、管理責任の点でございますが、現在の管理責任につきましては、事業計画者である株式会社スーパーサンシ様でございます。また、完全に撤退した場合の事後処理につきましては、現在農地転用の許可を受けている状況でありますので、手続きに関しましては取下げ手続を行っていただくことが必要となりますし、開発許可についても同様でございます。

最後でございますが、権利の譲渡といった御質問かと存じましたが、こちらにつきましては、現行の計画のままであれば事業継承というような手続も可能であると聞いております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） ただいま、管理責任はサンシにあるということで、多分工期延長の令和4年11月までは管理責任があると、撤退しなければあると思うわけですが、現在、町当局も御存じだと思いますが、当該用地の現況をどのように把握されているか。

私が見る限り、現在2割から3割水稻の作付がされております。この作付されておる中において、スーパーサンシさんが過去には一旦1万円ほどの補償金を出しておられたということですが、ここ年々作付が増えておるわけですが、そういう関係においては、スーパーサンシさんと町との話合いはどのようになっておるのか、その点をお尋ねいたします。

特に、先ほども申しましたが、サンシさんとの話合い、ここ近々にされておるか、これからどのように町と事業者と話合いを進めてこの対応を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの作付に関しての質問でございますが、スーパーサンシのほうにも地権者のほうにも作付はしないようにという話はしておるところが現状です。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） 事業継続というようなことでの御質問ということで承りましたので、こちらにつきましては、まだあくまでもサンシさんは事業の計画変更を出されておりますので、それに基づいて粛々と私どももお手伝いしていきたいと思っておりますし、サンシ様とのコンタクトにつきましては、先々月まで、次の事業計画というようなことで御相談を受けておりますので、また次の機会を捉えてコンタクトを取っていきたいと思っております。

[12番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 事業がまだ継続していくという考えでいいと思いますが、再々質問をいたします。

この用地につきましては、非常に利便性があります。名神の大垣インターに近い、それから東海環状の養老インターにも近い、また七、八年先には海津のインター、これもまた近いという、本当に利便性がある、皆さんも御承知かと思いますが、国道258号線の瑞穂の信号から信号の間が全てでありますので、うまくロータリーに使える、本当に企業誘致には最適の用地であります。近くにあります海津市の工業団地とか大垣の工業団地にも劣らないような利便性がありますので、ぜひサンシさんとしっかりと話をさせていただいて、開発に邁進していただきたい。

万が一、サンシさんが撤退というようなことになった場合は、養老町として開発公社を利用しながらの考え方もあろうかと思いますが、この点につきまして、町長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 万が一、企業撤退をされたときということでございます。

土地開発公社、本来ならば副町長が理事長でございますけれども、御指名でございますので私のほうから御返答させていただきます。

この企業誘致を進めていくということ、現状のままでは大変難しい部分があるかというふうに思いますけれども、しかしながら、当該瑞穂地内の商業施設開発計画につきましては、御存じのとおり地権者の皆様はもちろん、地元の多くの代表者の方々による要望から計画が進んだところでございます。このような大規模案件につきまして、皆さんの御協力なくしては実現できないものでありまして、岐阜県企業誘致とともに連携を図りながら、次のステップに進めるようにしてまいりたいというふうに思います。

お聞きになられたいのは、町独自で開発をしていくつもりがあるかということでございますけれども、まだ情勢が固まっていない部分もございまして、当該用地につきましては、議員が御質問されたように非常に便利なところでもございまして、町にとっても大きな問題でもございまして、できる限り積極的に関わっていきたいというふうに思っております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 2点目の質問に入ります。

遊休施設の現状と、今後の対応についてを質問いたします。

この質問に関しましては、私が平成30年6月の一般質問でも行っておりますが、その時点においては、遊休施設は、旧養老自治会館、石畑教員住宅、地域福祉センター、旧船附こども園、旧池辺幼稚園、旧池辺町民体育館の6か所であり、年間の維持管理費は375万円程との回答がありました。また、耐用年数が経過しているものについては売却、

解体を検討していく、耐用年数が経過していない物件については、補助金の返還の可能性もあるので、建設時と同等の目的に転用すべきかを検討していくとの答弁でありました。

そこで、現在の養老町内の遊休施設は何件あって、年間の維持管理費は幾らかかっているかを質問いたします。また、耐用年数が経過していない施設はどこの施設で、再利用の考え方はあるのか。再利用が不可能な場合は、どのように考えているのか。そして、旧池辺町民体育館の解体と今後についてを質問いたします。

平成28年に、西設計が1,610万218円で解体の設計をしており、設計料も115万5,600円が支払われております。今年度の予算において2,530万ほどの解体予算が上がっております。9月末に入札があったようですが、不調に終わったということを知っております。今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの御質問につきましては、財産管理ということから建設課の担当となりますので、私のほうから前段部分について御回答させていただきます。

遊休施設は、令和2年4月現在で、先ほど先生がおっしゃられましたとおりに加えまして、旧上多度自治会館、旧上多度公民館、めぐみ集会所、泉町集会所、地域福祉センター、旧上多度こども園、旧船附こども園、旧養北こども園東園舎、養北幼稚園、石畑教職員住宅、旧池辺町民体育館の11施設でございます。

また、維持管理費につきましては、令和2年度予算ベースで光熱水費、火災保険料、保守点検の委託料などで61万3,000円でございます。また、町の公共施設につきましては、養老町公共施設等総合管理計画においておおむね方針を出しており、個別につきましては、それぞれ所管部署にて施設の特性を鑑みながら、個別施設計画の策定を検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうからは2点目の施設の再利用の考え方ということでございますが、複数の課にまたがる内容でございますが、まとめて御回答申し上げます。

遊休施設で国・県から補助金を受けている物件の財産処分につきまして、県の所管部署に確認したところ、竣工から10年以上経過し、同様の施設が地域に重複していれば、用途廃止をする場合は補助金の返還は不要との回答を得ております。

遊休施設につきましては、これまでに行財政改革審議会で答申を受けている物件は、財政部局と協議の上、順次対応する方向になると思われれます。また、それ以外の遊休施設につきましては、当審議会に諮問した上で、多目的の転用について可能性があれば検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 3点目の旧池辺町民体育館の御質問でございますが、こちらにつきましては、今年度解体工事を計画しておりまして、9月24日に入札を行いました。その結果は、予定価格に達せず不落となり、工事期間が確保できないなど執行が困難な状況となりましたので、来年度に向けて設計内容等の見直しを行っているところでございます。

なお、用地の利活用につきましては、敷地面積が2,685.76平米でございますので、地元住民の皆様の御要望や町の財政事情等を総合的に勘案して、有効な利活用を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 先ほど答弁いただきまして、年間の維持管理費が61万3,000円ということで、3年前に比べると大幅な経費の削減がされている、そういうことに対しては非常に敬意を表するものでございます。

ただし、旧池辺町民体育館につきまして、一言苦言を申したいと。設計した年度に解体をしておれば1,610万円で済んでおります。しかし、今年度の入札不調の金額を事務局で調べましたら3,500万ぐらいの金額が出ておりました。本当に5年で2倍以上になっております。また、西設計に払った115万円、これも設計を見直すということで、設計料も無駄になったということでございます。この轍を踏まないためにも、ほかの遊休施設、しっかりとそれぞれの担当課で解体する、売却する、そういうことを年度ごとに計画をしていただいて、計画どおり進めていただくことが本当に経費の節減になると思っております。

それから、跡地利用につきましては、3年前にも地元と協議をしていくという答弁をいただいておりますが、その後、地元とあまり協議がされておられないというような感触を得ておりますが、この用地につきましては、池辺こども園が隣接しておりますので、しっかりとそういう面においても、解体すると同時に話し合いをしていただきたいと思いますので、この2点について回答を求め、私の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 最初の御質問といいますか、苦言は、本当に私どももそのとおりでございます。といいますのは、この解体工事につきましては、当初予定をしておりましたところ、養北幼稚園等の新設の問題とか事業者等の変更の問題等もございまして、そちらを優先したということもございまして、その間また急激な工事料の高騰がございまして、今日に至ってしまったというようなこともございます。

公共施設の適正管理に従って、なるべくそれに沿った形でこれからは進めていくつもりではございますけれども、急激な変化、それから突拍子もない事態が入ったときには

延びる可能性もあろうかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、跡地利用につきましては、当初より地元の皆さんの御意見等もお伺いしながら進めていくということでございますので、解体をしてからというのが、担当課のほうからの思いだと思いますが、解体以前にもなるべく早い段階で協議を重ねていくように指導していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（吉田太郎君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日12月18日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日は御苦勞さまでした。

（散会時間 午後2時30分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月17日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 野 村 永 一

議 員 田 中 敏 弘

